

建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式等 の運用

(土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務)

令和 7 年 3 月

〇はじめに

令和元年6月に担い手3法（「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」、「建設業法」）の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取り組み、災害時の緊急対応強化の観点をいかに入札・契約手続きに取り入れるかが喫緊の課題となっている。

特に、建設コンサルタント等業務に関連しては、品確法において公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を担うとの背景から、公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く法律の対象として位置づけられた。

これを受け、令和元年10月に「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（品確法基本方針）」に「調査等の品質確保に関する事項」として調査等における発注関係事務の適切な実施、調査等における受注者等の責務に関する事項、調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法について記載されたところである。

建設コンサルタント等業務については、プロポーザル方式、価格競争の調達方式に加え、平成19年度から総合評価落札方式の試行・導入を図ってきた。

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（本省ガイドライン）」（平成21年4月20日通知、令和5年3月一部改定）を受け、九州地方整備局においても、プロポーザル方式及び総合評価落札方式について、透明性・公平性の確保をより一層図るとともに、業務特性に応じた運用及び実務者の業務の円滑な執行に資することを目的に「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式等の運用（以下、「本運用」）」を定め、運用してきたところである。

本運用においても、これらの趣旨を踏まえた改正を重ねてきたところである。技術者の高齢化や今後の社会資本の維持管理を担う担い手の育成・確保といった建設関連業界が抱える課題への対応や、地域を支える建設コンサルタントの技術力の維持・向上、働き方改革等に対応するため、**本運用の一部を改訂し、令和7年4月1日以降に公告するものに適用する。**

なお、今後も内容の充実を図るため、随時必要な見直しを行なうこととする。

目 次

1. 発注方式の種類と概要について	1
2. 手続きの実施手順について	4
3. 入札契約方式の選定について	10
4. 設計共同体について	18
5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の 審査・評価における配点の考え方について	19
6. その他各発注方式に共通する事項	22
7. プロポーザル方式における要件設定と審査について	27
<試行業務>	
・技術提案簡素化型	36
8. 総合評価落札方式における要件設定と審査について	40
<試行業務>	
・技術者評価重視型	52
・担い手育成型	60
・技術提案チャレンジ型	62
・一括審査方式	64
・簡易型ショート版	67
・技術提案簡素化型	71
・地域特性重視型	72
・組み合わせ評価型	73
9. 履行体制確認型総合評価落札方式について	78
10. 総合評価落札方式における落札者決定方法について	81
11. その他の留意事項	82

1. 発注方式の種類と概要について

発注方式の種類と概要は（表 1）のとおりである。

ここに示す総合評価落札方式の評価テーマ数と価格点：技術点の割合の設定は標準的なものであり、これによらない場合は適宜設定可能とする。

（例：評価テーマが1つであっても、その評価テーマが業務成果等に大きく影響を及ぼすものは価格点：技術点の割合を1：3に設定可。また、簡易型において、業務の難易度に応じて1：2を用いることも可。）

総合評価落札方式において試行業務を実施しており、技術者評価を重視した選定（以下、「技術者評価重視型」と称す。）を試行する業務においては、令和7年度も継続試行するものとする。

また、担い手の育成・確保の取り組みとして、入札参加機会の公平性を確保しつつ、若手技術者、女性技術者に加え、ベテラン・シニア技術者を活用する「担い手育成型」と、近年頻発する災害対応でその重要性が増している地域コンサルタント等の継続的な技術力向上と競争参加機会の拡大を図る「技術提案チャレンジ型」の両試行について、令和7年度も継続試行するものとする。

更に、働き方改革関連法案の成立により、長時間労働の是正が求められていることから、技術提案資料作成及び審査の簡素化と手続き期間の短縮を図るための「簡易型ショート版」、さらには技術提案資料の文字数制限により、作成及び審査を軽減する「技術提案簡素化型」について令和7年度も継続試行するものとする。なお、「技術提案簡素化型」のうち総合評価（簡易型）については予定技術者評価と技術提案評価の配点ウェイト40：60を継続する。

上述した以外には、平成29年度から導入した「一括審査方式の試行業務」についても、受発注者相互の事務負担の軽減等に一定の効果を得られていることから、適切な運用に努めつつ令和7年度も試行を継続する。

(表 1) 発注方式の種類と概要

手続き方式	適用の考え方	タイプ分類とその考え方			業者選定方式
		タイプ分類	技術提案の内容		
プロポーザル方式	当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合に適用する。	—	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針＋評価テーマ	評価テーマ数は適宜設定 (１～３テーマ)	・公募型 ・簡易公募型 ・標準プロポーザル
		【試行(九州)】 技術提案簡素化型	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針＋評価テーマ	同上 実施方針1200字以内、評価テーマ1500字以内で記載	・簡易公募型 ・標準プロポーザル
		【試行(全国)】 組合せ評価型(プロポーザル方式)	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針＋評価テーマ	評価テーマ数は適宜設定 (１～３テーマ)	・公募型 ・簡易公募型
		【試行(全国)】 地域特性重視型(プロポーザル方式)	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針＋評価テーマ	評価テーマを1つ設定。 「地域特性を踏まえた検討」が適切に行われることにより、成果品質の向上や、後工程への引き継ぎの円滑化につながる 評価テーマとすること。	・公募型 ・簡易公募型
総合評価落札方式	事前に発注者が仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合に適用する。	標準型 (※一括審査可)	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針＋評価テーマ	価格点：技術点の割合に応じ評価テーマ数設定(※) ・1:2は評価テーマを1つ設定 ・1:3は評価テーマを2つ以上設定	・公募型 ・簡易公募型
		簡易型 (※一括審査可)	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針	価格点：技術点の割合は1:1	・公募型 ・簡易公募型
		【試行(全国)】 組合せ評価型(総合評価(標準型)) (※一括審査可)	標準型に同じ	標準型に同じ	・公募型 ・簡易公募型
		【試行(全国)】 組合せ評価型(総合評価(簡易型)) (※一括審査可)	簡易型に同じ	簡易型に同じ	・公募型 ・簡易公募型
		【試行(全国)】 地域特性重視型(総合評価(標準型)) (※一括審査可)	標準型に同じ	評価テーマを1つ設定。 「地域特性を踏まえた検討」が適切に行われることにより、成果品質の向上や、後工程への引き継ぎの円滑化につながる 評価テーマとすること。	・公募型 ・簡易公募型
		【試行(全国)】 技術者評価重視型(※一括審査可)	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針	価格点：技術点の割合は1:3	・公募型 ・簡易公募型
		【試行(九州)】 担い手育成型(※一括審査可)	・予定技術者の経験・能力 ・実施方針＋評価テーマ	評価テーマは固定テーマ(1テーマ)のみ 「人材育成及び働きやすい職場環境等の取り組みについて」	・公募型 ・簡易公募型
		【試行(九州)】 技術提案チャレンジ型(※一括審査可)	・企業及び予定技術者の経験・能力 ・実施方針	「工程計画」「安全対策」「品質確保」より当該業務を履行する上で配慮すべき事項を設定(3項目のうち2項目)	・一般競争
		【試行(九州)】 簡易型ショート版(※一括審査可)	・企業及び予定技術者の経験・能力 ・業務実施にかかる留意点	簡易型に同じ 業務実施にかかる留意点を600字以内で記載	・簡易公募型
		【試行(九州)】 技術提案簡素化型(総合評価(標準型)) (※一括審査可)	標準型に同じ	標準型に同じ 実施方針1200字以内、評価テーマ1500字以内で記載	・簡易公募型
【試行(九州)】 技術提案簡素化型(総合評価(簡易型)) (※一括審査可)	簡易型に同じ	簡易型に同じ 実施方針1200字以内	・簡易公募型		
価格競争入札方式	技術的な工夫の余地が小さく、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる業務及び緊急対応が必要な業務(災害対応等)について適用する。	—	—	—	・公募型 ・簡易公募型 ・通常指名

(参考) 試行業務の種類と概要

分類	試行名	試行概要	試行 開始時期	試行適用発注方式	R7年度 の方針	九州 独自
育成 タイプ	担い手育成型	若手・女性技術者の登用促進とベテラン・シニア技術者の活用を図るため、管理技術者に若手または女性技術者を配置し、サポート役として管理補助技術者（ベテラン・シニア）を配置する。	R1年度	総合評価落札方式（標準型）	継続	○
	技術提案チャレンジ型	地域防災の担い手となる地場企業の育成を目的として、直轄業務の受注実績が無い（少ない）企業の参加機会を確保するため、九州地整の受注実績が無い（又は少ない）企業を優位に評価する。	H29年度	総合評価落札方式（簡易型）	継続	○
	地域特性重視型	地域防災の担い手となる地場企業の育成を目的として、特に地域特性を踏まえた検討が必要となる業務などに、地域要件と地域精通度を設定するとともに、地域特性を踏まえた評価テーマの設定を行う。	R4年度	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型）	継続	
簡素化 タイプ	簡易型ショート版	技術提案書は、文字数を制限した「業務実施にかかる留意点」のみとし、技術提案資料の作成及び審査を簡素化するとともに、参加表明書と技術提案書を同時提出することにより、手続き期間の短縮を図る。	R2年度	総合評価落札方式（簡易型）	継続	○
	技術提案簡素化型	技術提案書の作成・審査を簡素化するため、文字数を制限する。	R2年度	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	○
	一括審査方式	同一内容の業務を同時期に発注する場合、競争参加者からの提出資料を一部省略し、受発注者双方の業務負担の軽減を図る。 複数の業務に参加表明できるが、落札決定通知を受けた場合は、それ以外の業務を受注出来ない。	H29年度	総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	
その他	技術者評価重視型	評価テーマに代わり、技術者の業務成績と実施方針の配点ウェイトを拡大することで、業務成果の品質を確保する。	H26年度	総合評価落札方式（標準型）	継続	
	組合せ評価型 （国土交通省登録資格）	成果品の品質向上を図るため、配置予定技術者の資格要件において、技術士等の資格と共に高い専門力を有する「国土交通省登録資格」を有した者を優位に評価する。	R4年度	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	

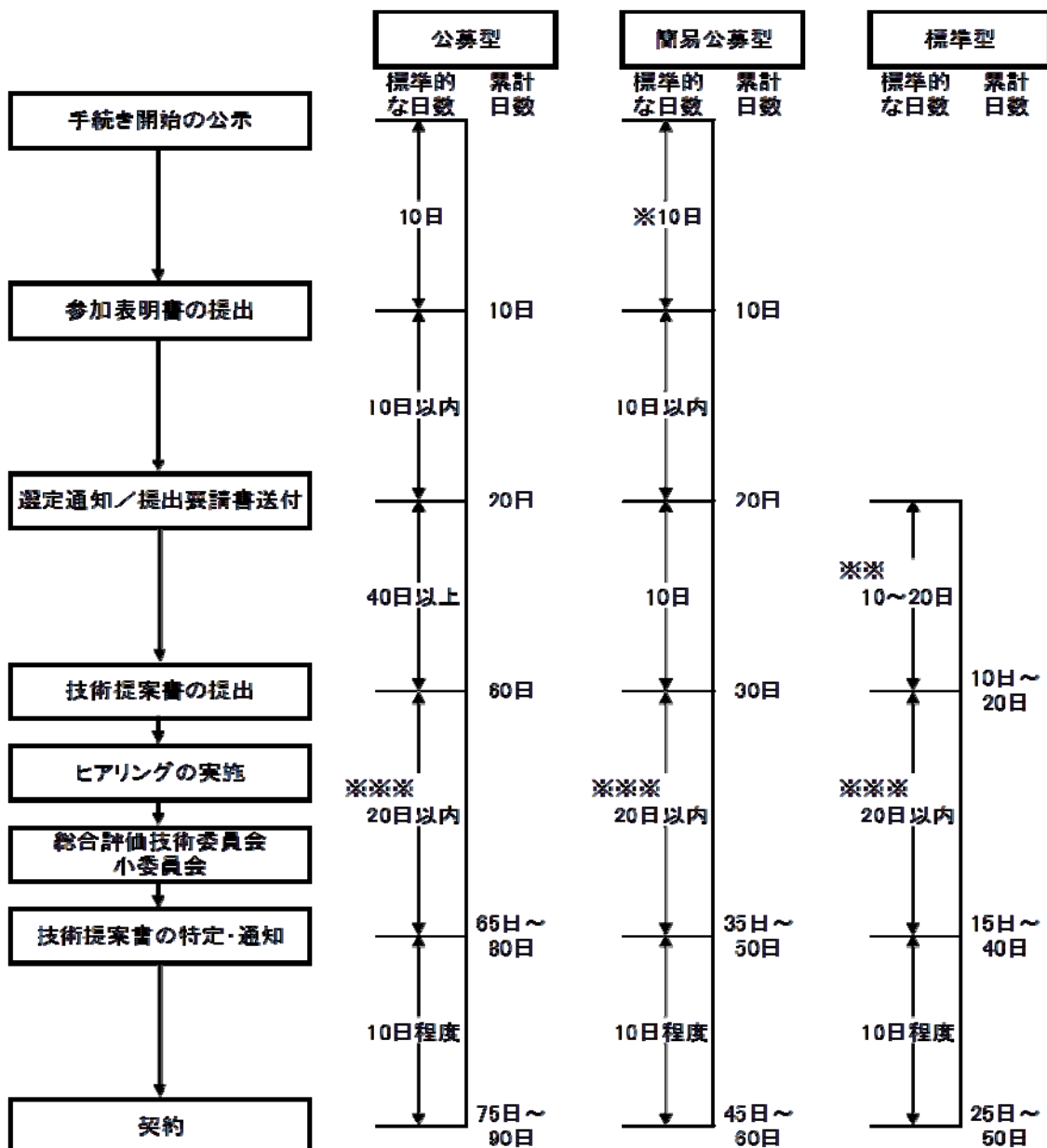
2. 手続きの実施手順について

調達方式毎の実施手順を次に示す。

(1) プロポーザル方式（技術提案簡素化型試行業務含む）の実施手順

プロポーザル方式（技術提案簡素化型試行業務含む）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

政府調達協定対象
であって8,100万円
以上の業務



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

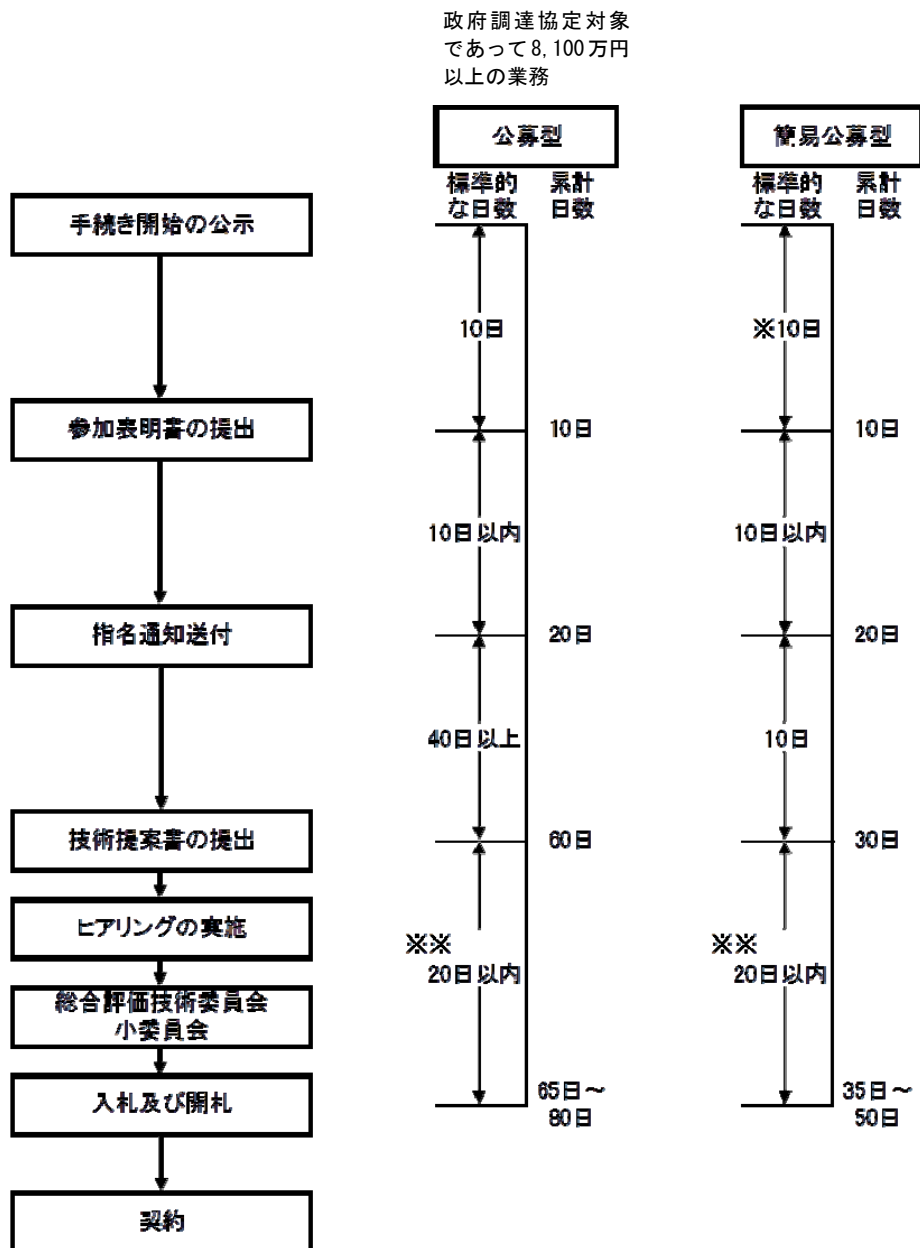
※※適宜短縮可能。

※※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5～20日」として取り扱った。

(2) 総合評価落札方式（標準型:技術提案簡素化型試行業務含む）、（技術者評価重視型）、（担い手育成型試行業務）の実施手順

総合評価落札方式（標準型:技術提案簡素化型試行業務含む）、（技術者評価重視型）、（担い手育成型試行業務）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

なお、発注者支援業務等、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

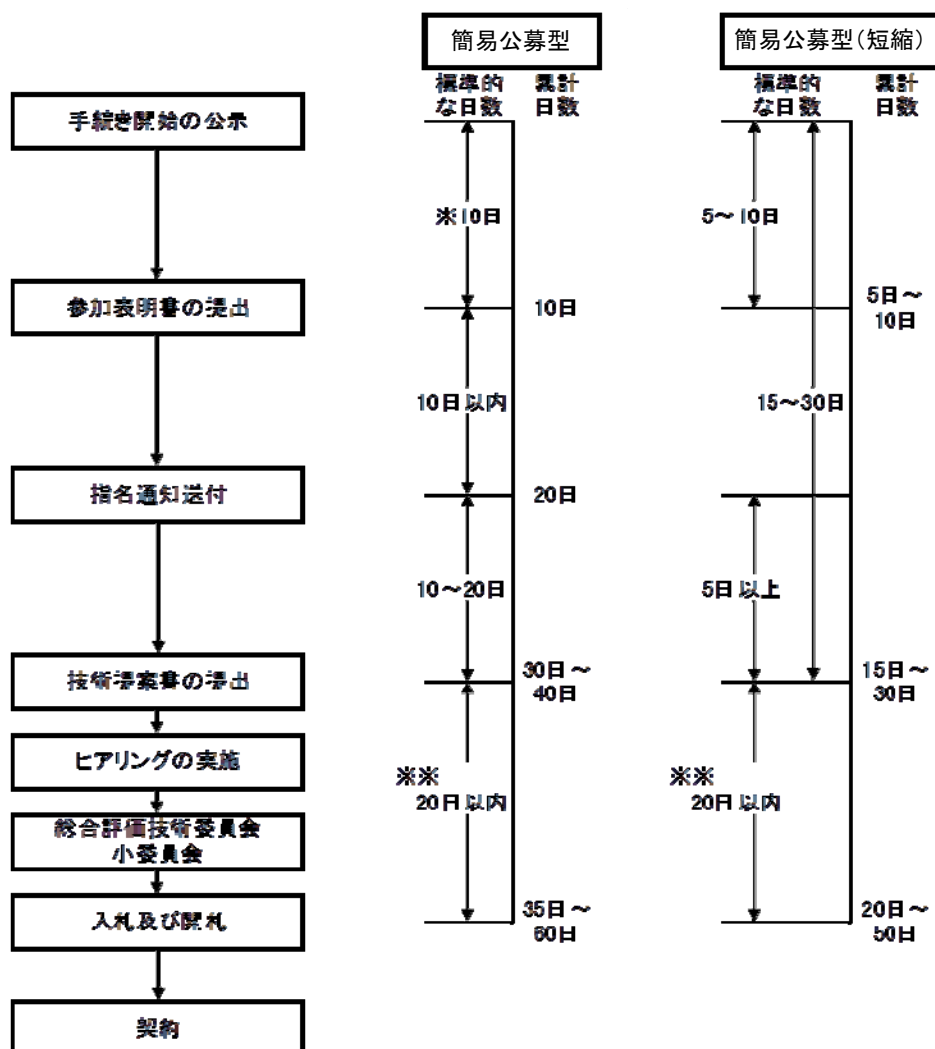
※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5～20日」として取り扱った。

(3) 総合評価落札方式（簡易型:技術提案簡素化型試行業務含む）の実施手順

総合評価落札方式（簡易型:技術提案簡素化型試行業務含む）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

また、総合評価落札方式（簡易型）では、簡易公募型もしくはそれに準ずる方式を採用する場合において、参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図る。

なお、行政事務補助的業務（事業調査業務等）、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。

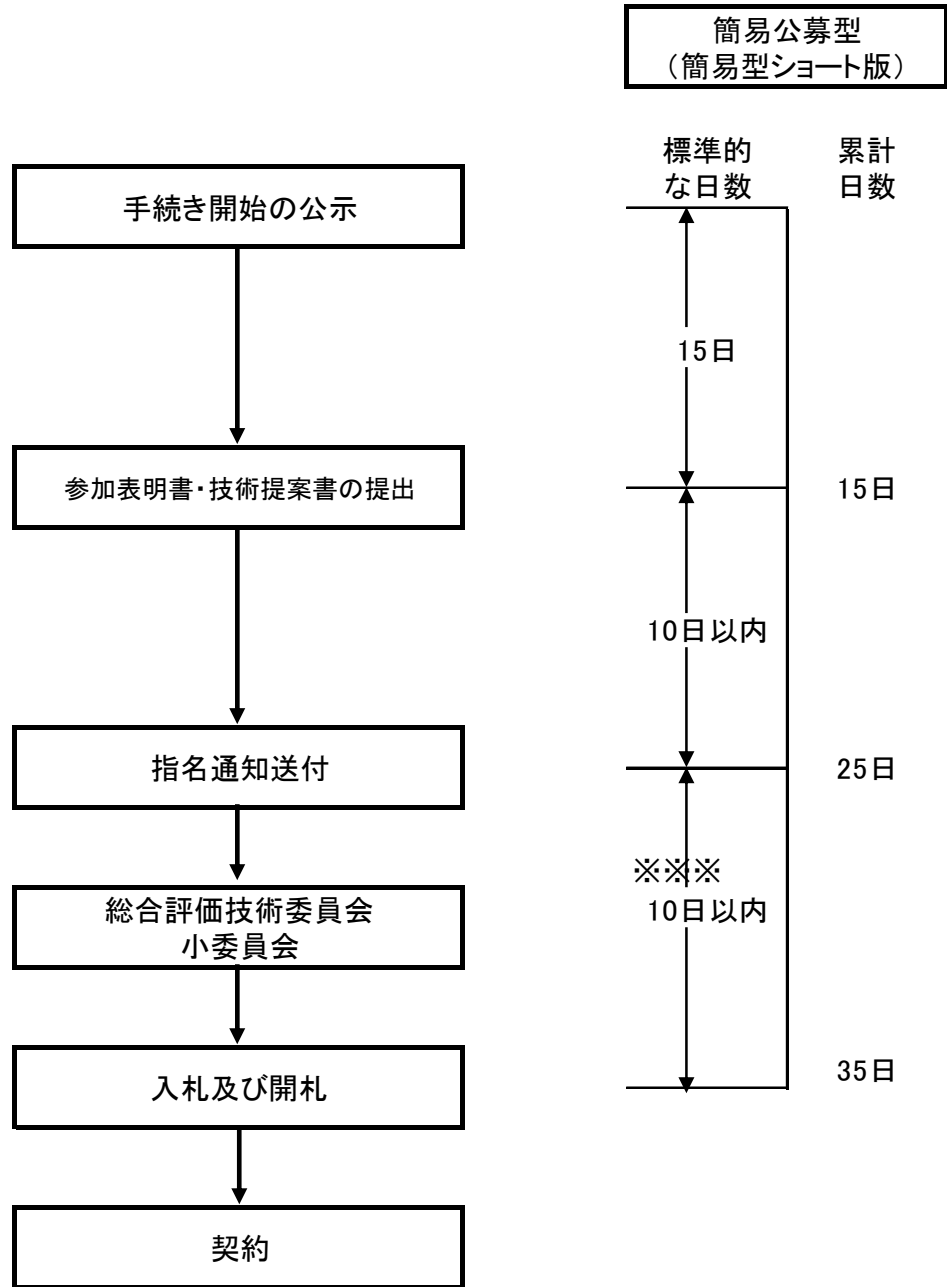


※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

（４）総合評価落札方式（簡易型ショート版試行業務）の実施手順

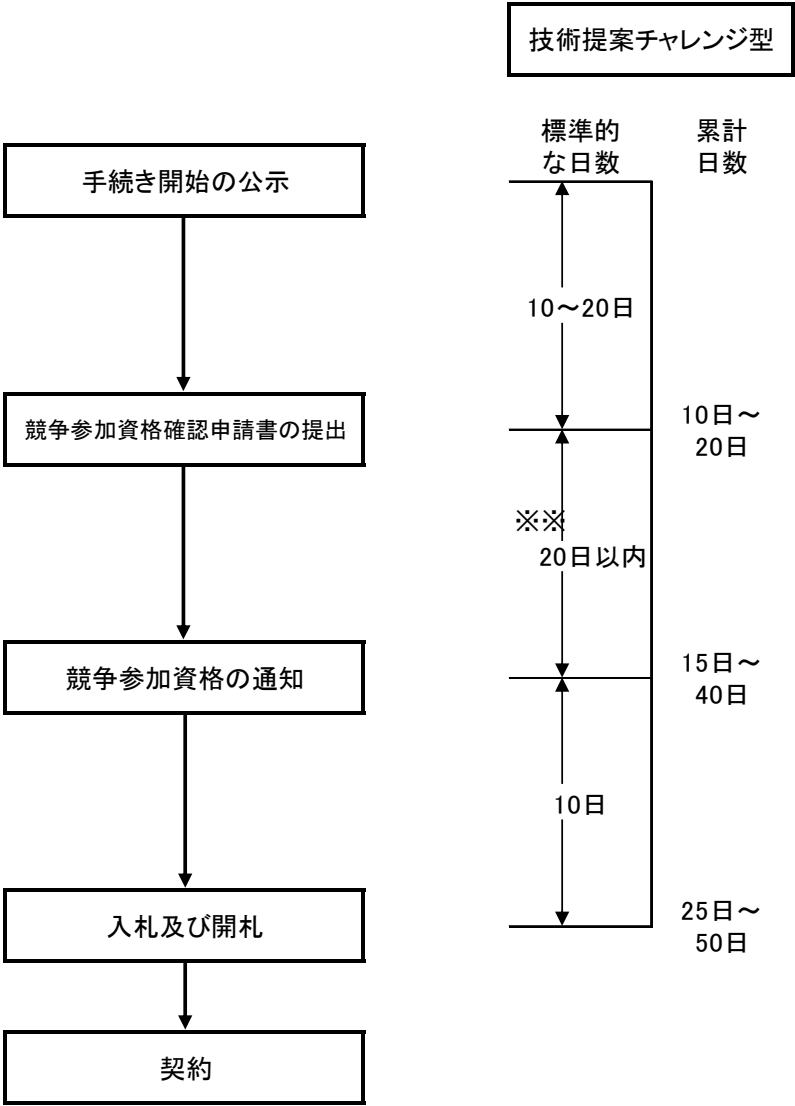
総合評価落札方式（簡易型ショート版試行業務）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。参加表明書と技術提案書の同時提出を求め、手続きに要する期間の短縮を図る。



※※※ 10日以内を基本とするが、見積もり依頼が必要な場合や祝日により収まらない場合は延伸可能とする。

（５）総合評価落札方式（技術提案チャレンジ型試行業務）の実施手順

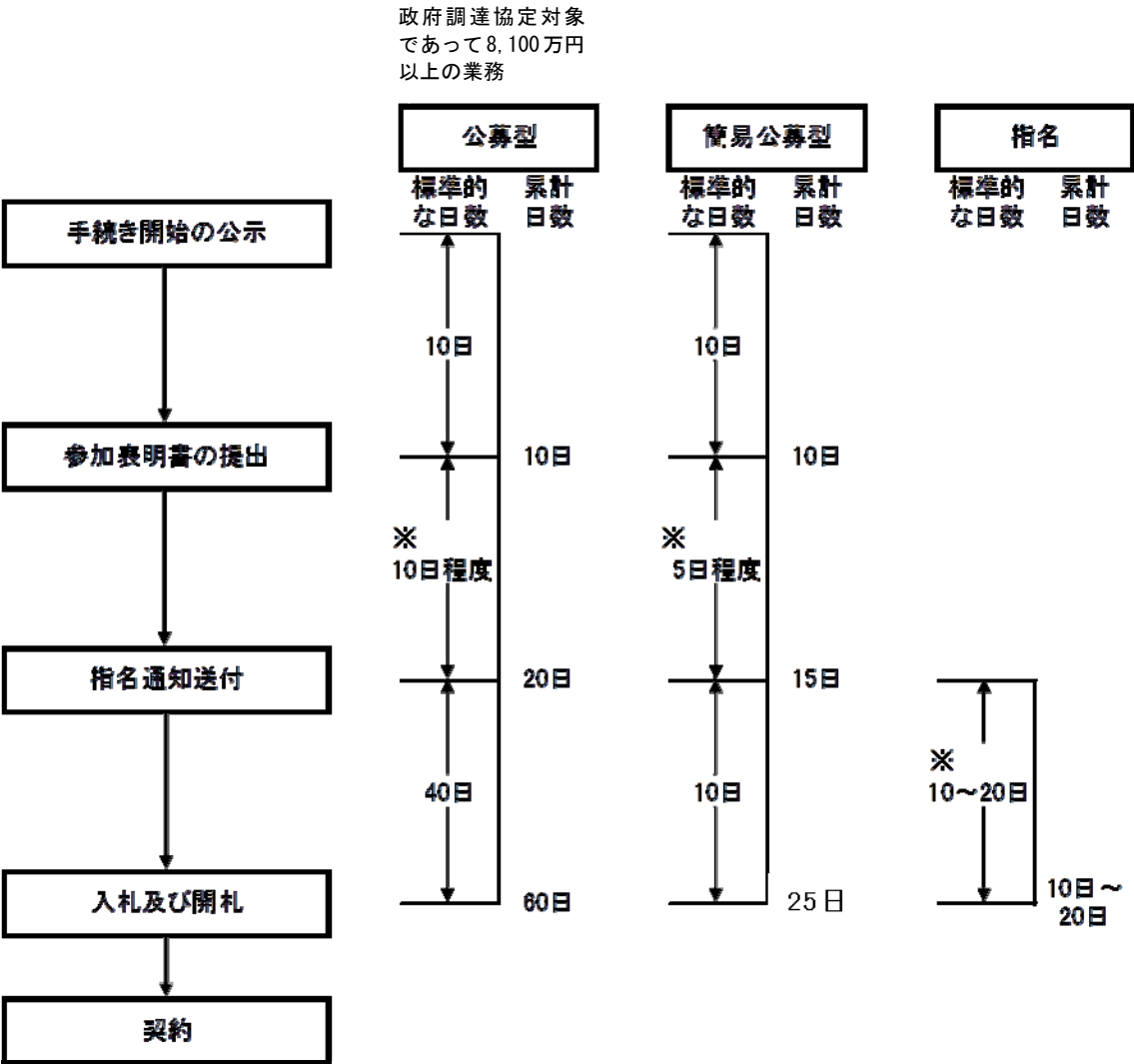
総合評価落札方式（技術提案チャレンジ型試行業務）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。



※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5～20日」として取り扱った。

(6) 価格競争入札方式の実施手順

価格競争入札方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。



※適宜短縮可能。

3. 入札契約方式の選定について

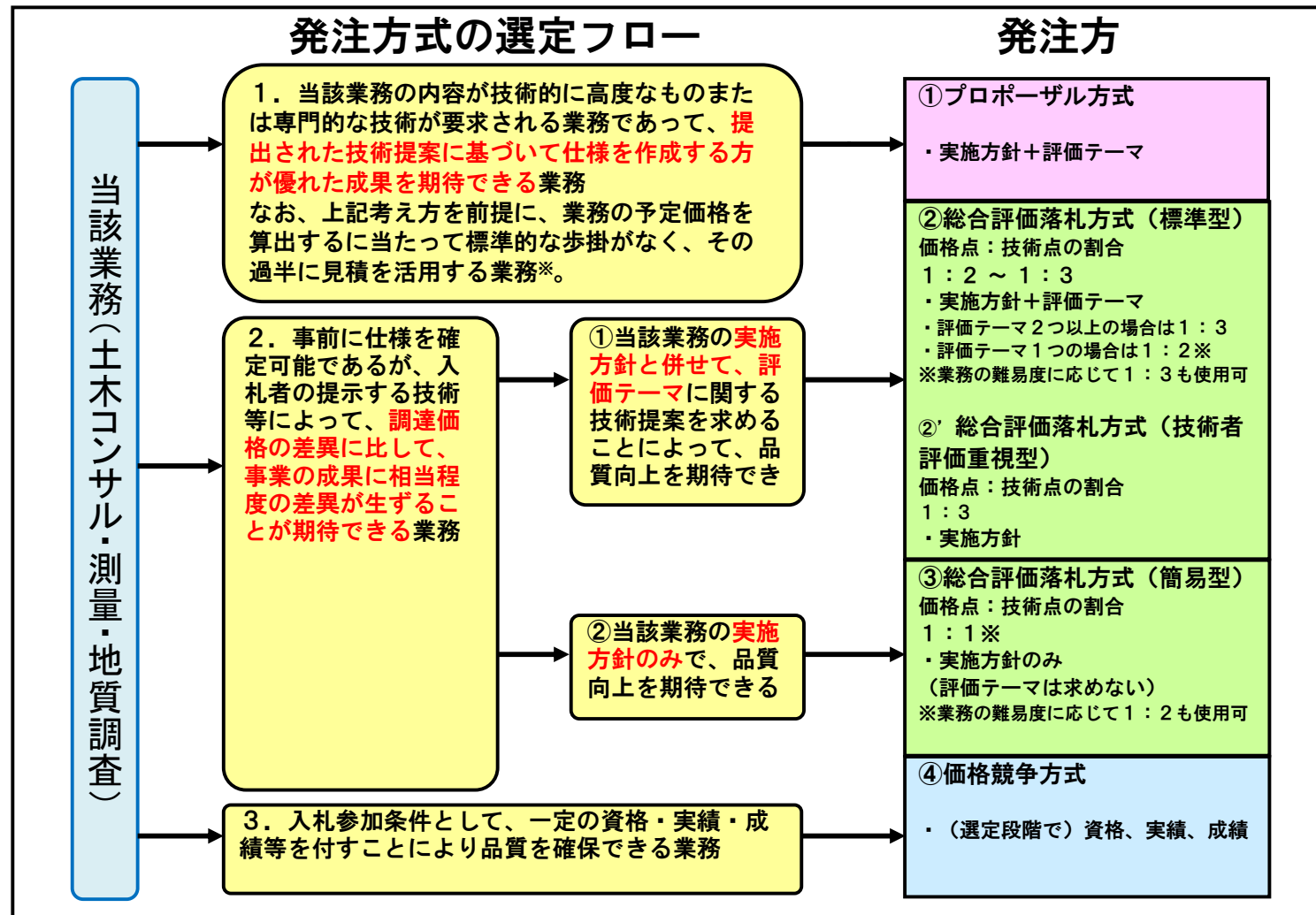
(1) 業務内容に応じた入札契約方式の選定

建設コンサルタント業務等の発注方式の選定については、当該業務の内容を照らしたうえで（図3－1）の基本選定フローに基づき、「プロポーザル方式」、「総合評価落札方式」、「価格競争入札方式」のいずれかを選定することを基本とする。

各方式を選定する際の基本的な考え方及び（図3－2）に標準的な業務内容に応じた発注方式事例を示す。

なお、（図3－2）は、実施状況を踏まえ適宜見直しを行うこととする。

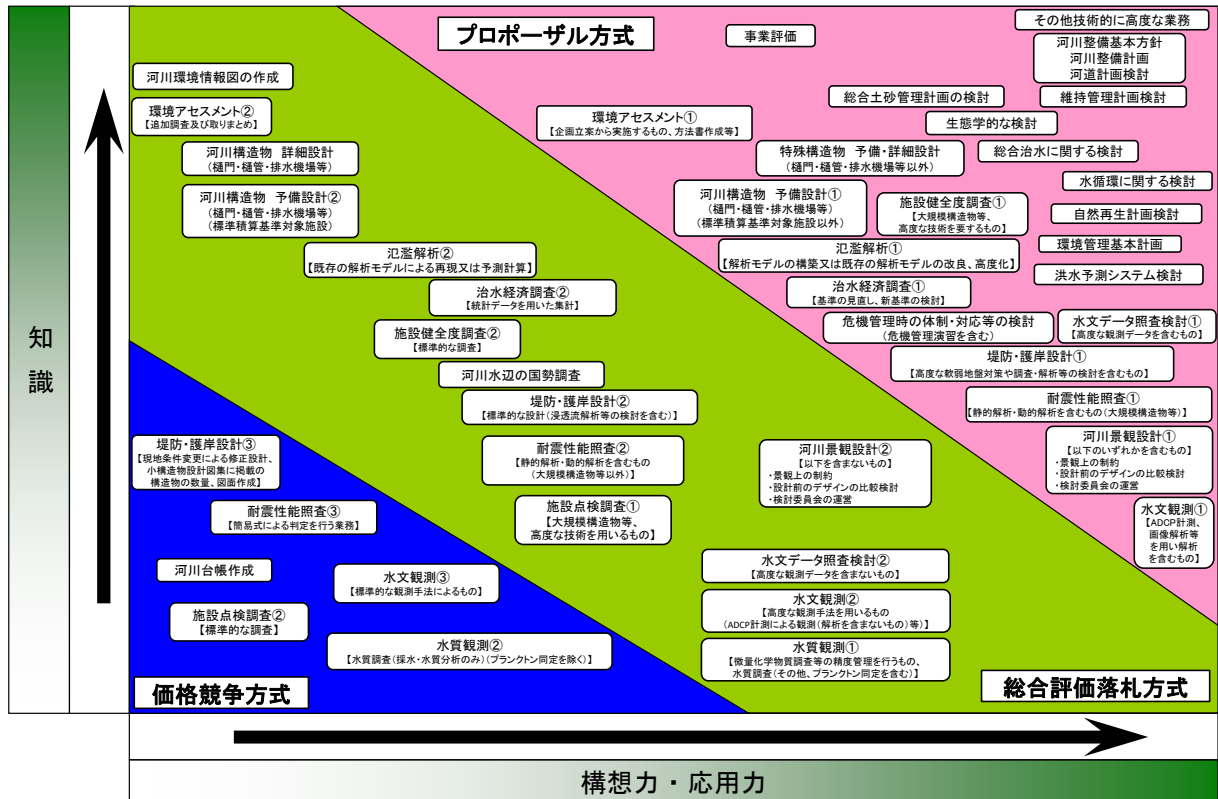
(図3-1) 基本選定フロー



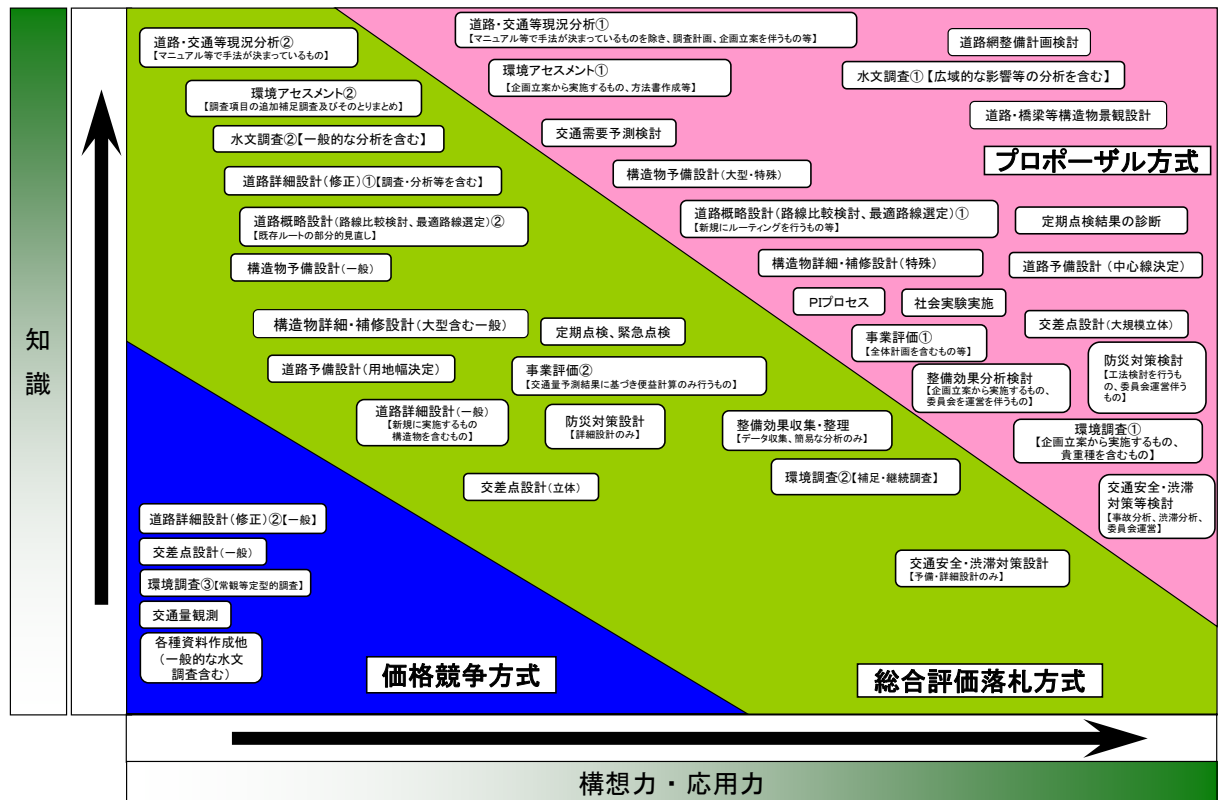
※1 プロポーザル方式については、歩掛の無いことのみを理由に適用するのではなく、上記のとおり提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できるものについて適用すること。

※2 予定価格の算出において、その過半(50%超)に見積もりを活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度でないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については、総合評価落札方式又は価格競争方式を選定すること。

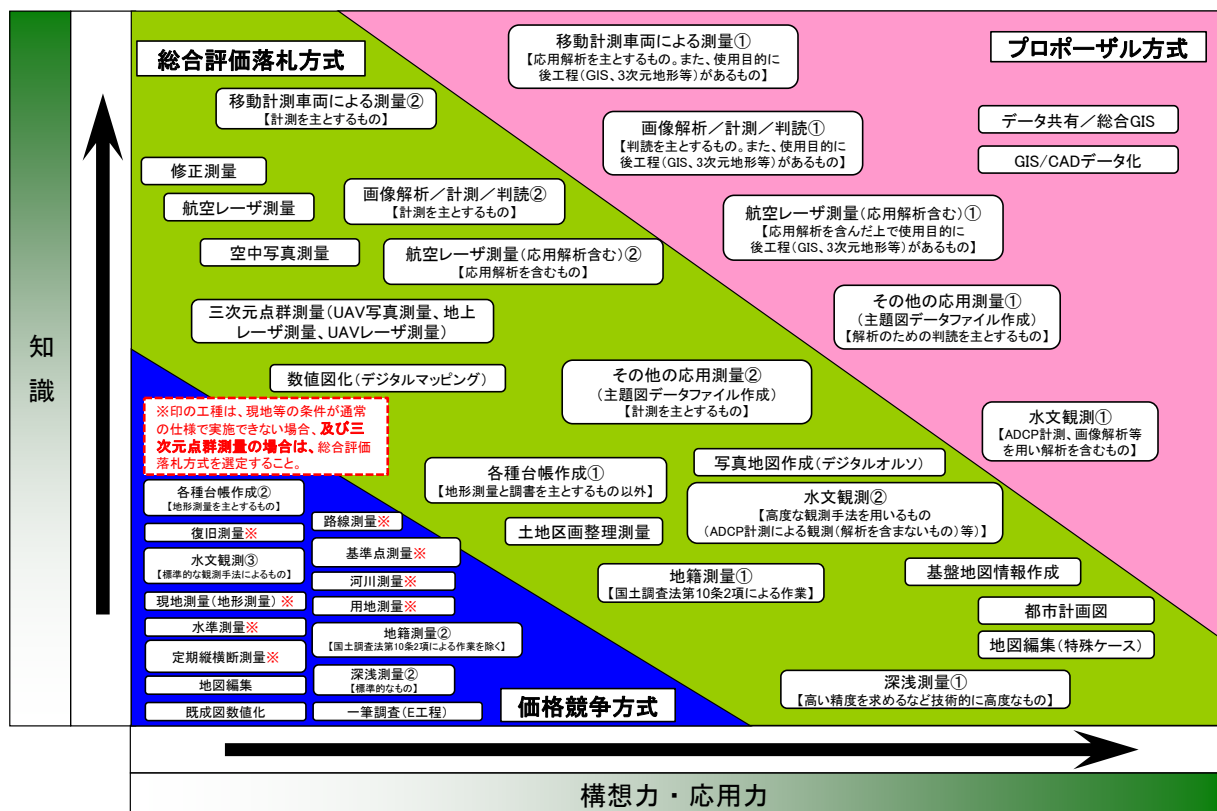
(図 3 - 2) 建設コンサルタント業務等における標準的な発注方式事例



標準的な業務内容に応じた発注方式事例 (河川事業の例)



標準的な業務内容に応じた発注方式事例 (道路事業の例)

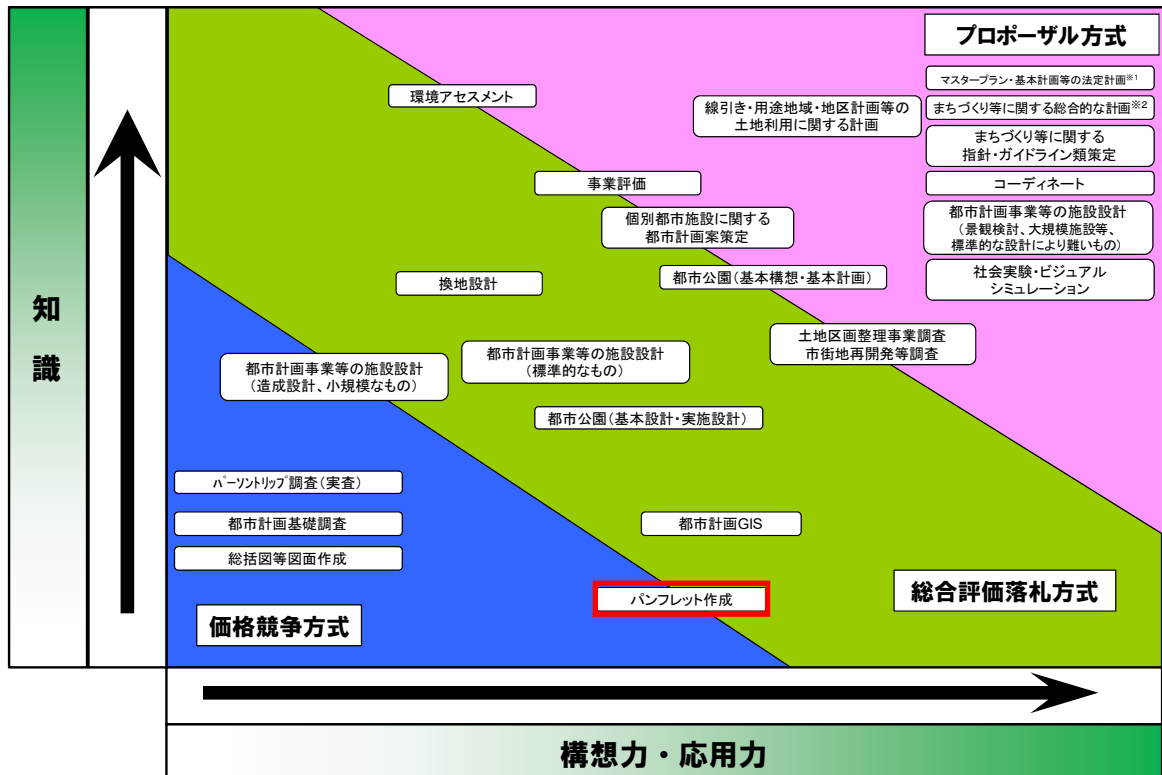


標準的な業務内容に応じた発注方式事例 (測量の例)



標準的な業務内容に応じた発注方式事例 (地質調査の例)

発注方式選定表上の業務名	適切な発注方式の例	(地質調査参考) 業務内容	代表業務の例
地質リスク調査検討	プロボ	予備設計・概略設計に先立ち地質リスクを抽出し設計上の留意事項を検討し、明らかにする。既に実施されている予備・概略設計に対し地質リスクを最小とする観点でセカンドオピニオンを与える。	地質リスク検討業務、基本設計の地質リスク照査業務
地質調査計画策定	プロボ	地質リスクを踏まえ、事業目的に合致した適切で経済的な地質調査計画を策定し、調査業務仕様書に反映させる。	地質調査計画検討業務
地表地質踏査及び資料収集	プロボ	土木地形地質図作成のための、高い知識と経験を有する技術者による地表地質踏査と資料収集。	ダム周辺地質調査業務、原石山適地選定調査業務、トンネルルート選定業務
防災点検（総合診断）	プロボ	管内全域の防災点検結果に基づき、安定度を判断し、対策工の必要性を総合的に診断・評価する。	道路防災診断業務、道路防災対策検討業務
地すべり対策工検討設計（地質解析を含む）	プロボ	地すべり調査結果に基づき、地すべりの機構解析を行い、適切な対策工の検討や設計を行う。	地すべり機構解析業務、地すべり対策検討業務
地下水調査・解析（浸透流、広域地下水、湧水影響等）	プロボ	堤防等の浸透時の安定解析、および、トンネル・道路などの掘削工事に伴って生じる広域の地下水障害に対する影響解析など。	堤防浸透点検業務、工事に伴う周辺地下水影響調査検討業務、井戸枯れ検討業務、広域地下水総合検討業務
軟弱地盤調査・検討（安定、沈下、液状化等）	プロボ	軟弱地盤の対策工設計のための調査、解析、対策工検討。	軟弱地盤技術解析検討業務、盛土に伴う周辺構造物影響検討業務、液状化予測図作成業務
トンネル変状調査・解析	プロボ	変状を生じたトンネルに対する地質調査、変状メカニズムの検討、解析および対策工検討。既設トンネルへの工事影響検討。	トンネル変状調査検討業務、トンネル応力変形解析業務、トンネル近接施工に伴う周辺構造物への影響検討業務
動的応答解析	プロボ	耐震設計のための動的地盤応答解析を含む業務、および、盛土等の土構造物の耐震性検討。	盛土耐震性検討業務、堤防耐震性照査検討業務
地質総合解析	プロボ	ダムを始めとする重要構造物建設に際して、既存調査資料を網羅した総合的な判断、見解を含む解析。設計用地盤条件及び物性値の明示と、地質リスク評価。	ダム（トンネル、長大橋等）地質総合解析業務、地質調査資料総合検討業務、開削工事地盤総合検討業務
施工時計測管理	プロボ	高盛土、トンネル、大規模掘削等の施工時の計測と安定・沈下管理を実施して安定性を判断し、施工に対する留意事項を与える。	道路新設に伴う計測管理業務
地盤環境調査（解析、対策検討）	プロボ	調査結果に基づき、それに基づく地下水の流動解析、汚染経路の特定、対策工の検討などを行う。	地盤汚染調査検討業務、地盤振動対策検討業務、地下水汚染解析検討業務
ボーリング調査（設計、解析用）	総合評価 (1.2～1.3)	的確な地層断面図の作成と、予備・詳細設計あるいは解析のための的確な地盤物性値ならびに設計用地盤条件を提案する。	地質調査業務、地質詳細調査業務
地下水調査（解析・検討）	総合評価 (1.2～1.3)	水文調査に加え数値解析、対策工検討を実施する。	トンネル水文調査解析検討業務
防災点検	総合評価 (1.2～1.3)	①落石・崩壊、②岩盤崩壊、③地すべり等の点検およびカルテ点検。	道路防災点検業務、道路防災カルテ点検業務
地すべり対策工検討設計（地質解析を含まない）	総合評価 (1.2～1.3)	地すべり調査結果に基づき、適切な対策工の検討や設計を行う。	地すべり対策検討業務
計器設置及び観測作業（計画～解析）	総合評価 (1.2～1.3)	盛土、掘削などの工事や地すべりに伴う計器の設置計画と観測計画の検討。	工事に伴う計器設置観測検討業務、地すべり観測検討業務
耐震調査	総合評価 (1.2～1.3)	動的土質試験、PS検層など耐震検討のためのパラメーターを得る調査・試験。液状化判定も含む。	耐震調査業務
地盤環境調査（とりまとめ）※	総合評価 (1.2～1.3)	土壌・地下水の採取・分析結果や地下水流動解析結果に基づき対象エリア全体の汚染状況をとりまとめる。	土壌地下水汚染検討業務
ボーリング調査（高度安全管理、高品質コア等）	総合評価 (1.1)	海上ボーリングや山地部のように慎重な安全管理や仮設に工夫が必要なボーリングや、地すべりやダムのように高品質コアが要求される地質調査。	地質調査業務（特殊仮設）、地すべり調査業務、ダムサイト地質調査業務
地下水調査（とりまとめ）※	総合評価 (1.1)	水文観測結果のとりまとめ業務。	水文調査検討業務
物理（弾性波等）探査	総合評価 (1.1)	弾性波探査等の物理探査業務	トンネル弾性波探査業務、河川堤防物理探査業務
土構造物等点検	総合評価 (1.1)	盛土、トンネル等の点検	盛土変状点検業務、トンネル点検業務
ボーリング調査（支持層確認、改良チェック等）	価格競争	支持層の判定、軟弱層の厚さ確認などを目的とした標準貫入試験込のボーリング。あるいは地盤改良後のN値確認等。	地質調査業務
地下水調査（観測）	価格競争	各種工事に伴う週へ地下水の観測作業。	水文観測作業
計器設置及び観測作業（設置・観測のみ）	価格競争	盛土、掘削等の工事や地すべり観測に伴う計器の設置作業とデータ観測。計画策定は含まず。	工事に伴う計器設置及び観測作業、地すべり観測業務
地盤環境調査（採取、分析）	価格競争	地盤環境業務における土壌・地下水の採取・分析作業。	土壌汚染分析業務



※ 1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等

※ 2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略（大街区化等）、都市の観光・環境（低炭素都市づくり等）・防災等に関する基本的な計画 等

標準的な業務内容に応じた発注方式事例（都市事業の例）

価格競争方式：価格競争方式と総合評価落札方式の境界上の業務については、予定価格が1,000万円を超える場合、総合評価落札方式を基本とする。
 なお、上記ルールは、予定価格1,000万円以下の業務における総合評価落札方式の積極的活用を妨げるものではない。
 また、緊急性等から、これにより難しい場合は個別に技術管理課へ相談することとする。

(2) 予定価格に応じた分類

業務規模等を踏まえた発注方式は、(図3-3)のとおりとする。

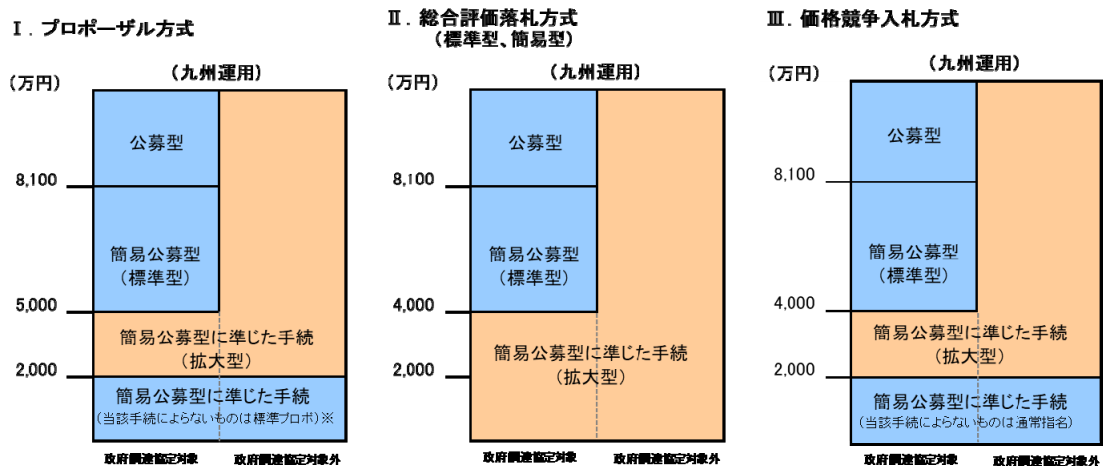
プロポーザル方式のうち調査・検討を主業務とするとともに標準的な歩掛がない業務規模500万円以上の業務については、より競争性を高めるため簡易公募型に準じた手続きとするとともに可能な限り分割発注に努める。(概ね3千万円未満/1件)

総合評価落札方式については、公募型又は簡易公募型によることとし、通常指名競争は適用しない。

また、一般競争入札方式については、発注者支援業務等に適用することとするため具体的に記載していない。

選定(指名)業者数については、(表3)のとおりとする。

(図3-3)



※ プロポーザル方式において調査・検討系の歩掛がない業務で、予定金額が500万円以上の業務については、簡易公募型に準じた手続きによるものとする。

※ 政府調達協定対象外

・実施設計（詳細設計）を単独で発注するもの

(表3) 手続き方式に応じた選定業者(指名)数

手続き方式	業者選定方式	選定(指名)業者数	補足説明
プロポーザル方式	公募型	5者程度	・技術評価の上位5者を選定することを基本とするが、設定基準を満たす者が5者未満の場合はこれによらず選定基準を満たす者全てとする。 なお、技術評価が同点の者が複数存在する場合は、企業の業務成績(過去2ヶ年度＋当該年度の平均)に順位付けする。更に企業の業務成績も同点の場合は有資格名簿の上位順に順位付けし上位5者を選定する。
	簡易公募型	5者程度	
	標準	3～5者程度	・技術提案書の提出意思確認の結果、提出者が2者以下となった場合は、原則として追加要請を行う。
総合評価落札方式	公募型	10者程度	・技術評価の上位10者を指名することを基本としているが、指名基準を満たす者が10者未満の場合はこれによらず指名基準を満たす者全てとする。 なお、技術評価が同点の者が複数存在する場合は、企業の業務成績(過去2ヶ年度＋当該年度の平均)に順位付けし上位10者を指名する。
	簡易公募型		
価格競争入札方式	公募型	10者程度	・技術評価の上位10者を指名することを基本としているが、指名基準を満たす者が10者未満の場合はこれによらず指名基準を満たす者全てとする。 なお、技術評価が同点の者が複数存在する場合は、企業の業務成績(過去2ヶ年度＋当該年度の平均)に順位付けし上位10者を指名する。
	簡易公募型	10者程度	
	通常指名	10者程度	・10者指名することを基本とする。

4. 設計共同体について

設計共同体については、公募型及び簡易公募型におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式（※準じた手続き含む）に参加可能とする。

設計共同体による参加の場合、代表者が同種又は類似業務等の実績を有さなければならない。なお、その他の構成員は、実施予定の分担業務について業務実績を有さなければならない。

また、設計共同体により参加した企業の評価については、以下のとおり。

なお、技術者の評価については、単体企業と同様である。

評価の項目		評価方法
技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	それぞれの構成員の評価の平均
成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	・代表者の同種又は類似業務等実績で評価（代表者に同種・類似等実績が無い場合は非選定） ・その他構成員については、設計共同体申請時に記載された「分担業務」の実績を参加要件として設定する（評価項目とはしない）
成績	過去2年間の国土交通省発注業務（港湾空港関係除く）の業務成績（テクリス平均評価点）	それぞれの構成員の評価の平均
表彰	過去2年間の優良業務表彰又は災害復旧功労者表彰の有無	それぞれの構成員の評価の平均
地域貢献度	（災害協定等） 過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	代表者・その他構成員何れかの実績1件のみ評価。
	（ボランティア活動） ボランティア活動による表彰等の実績	代表者・その他構成員何れかの実績1件のみ評価。

5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方は以下のとおりとする。なお、(図5)に、これらを踏まえた技術評価全体の基本的な考え方を示す。

(1) 配点の基本的考え方

- 参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- 実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視する。

(2) 選定・指名段階における配点

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価のウェイトは、(表5-1)のとおりとする。

(表5-1) 選定・指名段階における配点ウェイト（プロポーザル方式・総合評価落札方式共通）

評価項目	参加表明者(企業)		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価のウェイト	15%	35%	15%	35%
	(▲5%)	(▲10%)	(+5%)	(+10%)

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

(3) 特定・入札段階における配点

1) プロポーザル方式

予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、(表5-2)のとおりとする。

(表5-2) プロポーザル方式の特定段階における配点ウェイト

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価のウェイト	10% (▲5%)	15% (+5%)	25% (▲12.5%)	50% (+12.5%)

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

2) 総合評価落札方式

予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、(表5-3)のとおりとする。

(表5-3) 総合評価落札方式の入札段階における配点ウェイト

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価ウェイト	1:3の場合	10% (▲5%)	15% (+5%)	25% (▲12.5%)	50% (+12.5%)
	1:2の場合	15% (▲7.5%)	18% (+7.5%)	30% (▲15%)	37% (+15%)
	技術者評価重視型の場合	10% (▲5%)	40% (+5%)	50%	—
	1:1の場合	25% (▲12.5%)	25% (+12.5%)	50%	—

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

(図5) プロポーザル方式及び総合評価落札方式の技術評価の基本的な考え方

発注方式	選定・指名段階の技術評価	特定・入札段階の技術評価	技術提案の内容	ヒアリングの実施	価格点:技術点の設定
①プロポーザル方式の 評価項目		3~5 者程度を選定	実施方針 および 評価テーマ	実施	—
②総合評価落札方式 (標準型) の評価項目	基本 10 者程度を指名	(1:2の配点イメージ) (1:3の配点イメージ)	実施方針 および 評価テーマ	実施 (省略可)	1 : 2 ~ 1 : 3
②' 総合評価落札方式 (標準型技術者評価重視型) の評価項目			実施方針 のみ	実施	1 : 3
③総合評価落札方式 (簡易型) の評価項目		(1:1の配点イメージ) 基本 10 者程度を指名	実施方針 のみ	実施 (省略可)	1 : 1 ※業務の難易度に応じて1:2も使用可

6. その他各発注方式に共通する事項

(1) 技術者の資格に関する要件

技術者の資格の設定にあたっては下記のとおりとする。

なお、測量業務については測量士の配置が測量法で義務付けられているため、技術者の資格に関する要件を設定しない。

- 1) 技術士資格については、総合技術監理部門に限り建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目（〇〇は業務内容に応じ適宜設定）と設定し、その他部門については科目指定を行わない。

例）建設部門は科目指定を行わない。

- 2) R C C Mについては、部門指定を行わない。

- 3) 資格の設定にあたっては、技術士資格、R C C Mを原則設定するが、地質調査業務については「地質調査技士」、土木関係分野の場合は「土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）」、コンクリート構造物の維持・修繕の場合は「コンクリート診断士」、鋼構造物の維持・修繕の場合は「土木鋼構造診断士」を加える。

また、国土交通省登録技術者資格が対象とする区分（施設分野、業務）に該当する資格についても設定する。

なお、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り博士（工学等）を追加する。

その他、業務の内容を踏まえ必要に応じ適宜追加設定する。

- 4) 国土交通省登録技術者資格について

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（改正令和3年10月15日国土交通省告示第1355号、以下「登録規程」という。）に基づく登録制度が創設されたことを踏まえ、技術者資格の評価については、登録規程に基づく公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下「技術者資格登録簿」という。）の「資格が対象とする区分」を確認し、以下の中から、当該業務に該当するものを適用するものとする。

- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当する資格の記載がない場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区

分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として下記ケース毎に応じて適用。

- 〔１〕 管理技術者に係る資格のみ記載がある場合
- 〔２〕 担当技術者に係る資格のみ記載のある場合
- 〔３〕 管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合
- 〔４〕 管理技術者及び照査技術者に係る資格の記載のある場合

登録の有無については、下記に示す本省ＨＰより確認すること。

参照ＵＲＬ：http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

(2) 表彰実績に関する取扱いについて

1) プロポーザル方式及び総合評価落札方式

参加表明者（企業）並びに予定技術者の表彰の評価は、測量業務及び地質調査業務にあつては、発注業務と同一の業種区分により評価を行い、土木関係建設コンサルタント業務にあつては、作業内容が多岐に渡るため、業務分野毎に評価を行う。

<プロポーザル方式及び総合評価落札方式の表彰の評価区分>

※赤枠の業種区分、業務分野別に評価対象を判断

		業務分野				
業 種 区 分	測 量	河 川	道 路	公 園		
	地質調査	河 川	道 路	公 園		
	土木関係建設 コンサルタント	河 川	道 路	公 園	機 械	電気通信

2) 価格競争方式

価格競争方式においては、土木関係建設コンサルタント業務の業務分野毎の区分はせず、業種区分毎の評価とする。

<価格競争方式の表彰の評価区分>

※赤枠の業種区分別に評価対象を判断

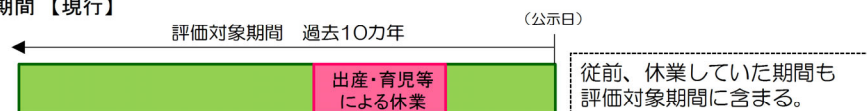
		業務分野				
業 種 区 分	測 量	河 川	道 路	公 園		
	地質調査	河 川	道 路	公 園		
	土木関係建設 コンサルタント	河 川	道 路	公 園	機 械	電気通信

(3) 出産・育児等による休業期間の取扱いについて

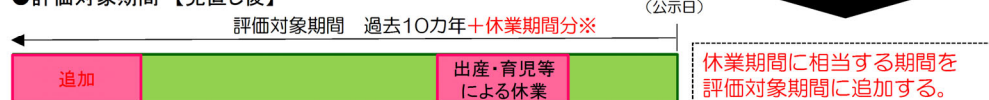
予定技術者の経験及び能力【業務実績／地域精通度／業務成績／優良表彰】の審査及び評価において、予定技術者が審査及び評価の対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。当該休業の期間が1年に満たない場合は1年として切り上げて期間を延長するものとし、休業を複数回取得している場合は休業の通算日数が1年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長するものとする。）を延長することが出来る。

【評価対象期間の考え方（※業務実績の場合）】

●評価対象期間【現行】



●評価対象期間【見直し後】



(4) 手持ち業務の評価について

技術者の手持ち業務の評価において、履行期間が複数年に跨がる業務（以下、「複数年契約業務」）がある場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。尚、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。国債業務も同様とする。

総月数の考え方については、工期（始）が属する月から工期（至）が属する月までを総月数として算定するものとする。

<平成29年度国債業務の例>

工期：平成29年11月0日～平成30年9月0日（総月数：11ヶ月）
契約額：55百万円

平成29年度					平成30年度					
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
算定額:25百万円					算定額:30百万円					

H29年度内での評価
件数：1件
金額：25百万円（※1）

H30年度内での評価
件数：1件
金額：30百万円（※2）

<算定額の算出方法>

$\frac{\text{契約金額}}{\text{履行期間の総月数}} \times \text{当該年度の履行月数}$

（※1）【H29年度の算定額】
 $55\text{百万円} \div 11\text{ヶ月} \times 5\text{ヶ月} = 25\text{百万円}$

（※2）【H30年度の算定額】
 $55\text{百万円} \div 11\text{ヶ月} \times 6\text{ヶ月} = 30\text{百万円}$

<2カ年国債業務の例>

工期：平成29年4月0日～平成30年9月0日（総月数：18ヶ月）
契約額：180百万円

平成29年度												平成30年度					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
算定額(初年度):120百万円												算定額(2年目):60百万円					

H29年度内での評価
件数：1件
金額：120百万円（※1）

H30年度内での評価
件数：1件
金額：60百万円（※2）

<算定額の算出方法>

（※1）【H29年度の算定額】
 $180\text{百万円} \div 18\text{ヶ月} \times 12\text{ヶ月} = 120\text{百万円}$

（※2）【H30年度の算定額】
 $180\text{百万円} \div 18\text{ヶ月} \times 6\text{ヶ月} = 60\text{百万円}$

7. プロポーザル方式における要件設定と審査について

(1) 公募型、簡易公募型プロポーザル方式（※準じた手続含む）

1) 参加資格要件及び評価項目の設定について

参加資格要件及び評価項目については、業務内容、業務を遂行するにあたり必要とされる技術力等を十分に検討のうえ、（表6－1）に基づき適切に設定する。

（表6－1）

プロポーザル方式における資格要件・評価項目の標準的な設定例

要件			参加資格	選定要件	特定要件	補足・留意事項
基本要件	予決令及び会計令		◎	－	－	
	競争参加資格		◎	－	－	
	指名停止		◎	－	－	
	暴力団排除		◎			
企業	登録状況	土木建設コンサル	－	◎	－	建設コンサルタント登録部門の有無
		地質調査	－	◎	－	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	－	－	測量業者登録の有無等
	業務実績		◎	◎	－	
	当該地整常駐技術者数		－	○	－	
	自己資本比率		－	○	－	
	瑕疵担保力		－	○	－	
	法令の遵守状況		－	○	－	
	業務成績		－	◎	－	
	表彰の有無		－	◎	－	
	業務拠点(企業の所在地)		－	－	－	設定不可
	中立・公平性		○	－	－	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる
管理技術者	技術者資格		◎	◎	◎	
	業務実績		◎	◎	◎	
	地域精通度		－	○	○	
	業務成績		－	◎	◎	
	表彰の有無		－	◎	◎	
	当該部門従事期間		－	○	○	
	手持ち業務量		◎	◎	○	
	CPDの取得状況		－	－	◎	
担当技術者	技術者資格		－	－	○	担当技術者は、必要に応じて評価項目として設定する。 (標準的には設定しない) なお、設定した際の担当技術者の提案は1名を基本とする が、業務を短期間で遂行する場合など業務実施の迅速性 (組織力)を強く求める場合は、3名までの提案による「加算値」での評価を行う。
	業務実績		－	－	○	
	地域精通度		－	－	○	
	業務成績		－	－	○	
	表彰の有無		－	－	○	
	当該部門従事期間		－	－	○	
	手持ち業務量		－	－	○	
	CPDの取得状況		－	－	○	
照査技術者	技術者資格		○	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける 業務を対象に評価項目として設定する。
	業務実績		○	○	○	
	地域精通度		－	－	○	
	業務成績		○	○	○	
	表彰の有無		－	－	○	
	当該部門従事期間		－	－	○	
	CPDの取得状況		－	－	○	
実施体制(再委託等)			◎	◎	－	
実施方針			－	－	◎	ヒアリング結果を反映させる。
評価テーマに対する提案			－	－	◎	ヒアリング結果を反映させる。
参考見積(業務コストの妥当性)			－	－	◎	

「◎」：原則設定 「○」：必要に応じて設定 「－」：原則設定しない

2) 評価項目毎の評価の着眼点（判断基準）について

評価項目毎の着眼点（判断基準）について、（表6－2）に示す。

（表6－2）評価項目毎の着眼点（判断基準）

プロポーザル方式（選定段階での技術評価）			【企業の経験及び能力】	
評価項目	評価の着眼点		判断基準	注意点
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録 当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ①〇〇部門の建設コンサルタント登録がある機関。 または、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 ②上記以外の場合。	①について 【注：「〇〇部門」は建設コンサルタント登録規程に基づき、適切な部門を網羅して設定すること】 【注：地質調査業務にあっては、「〇〇部門」の建設コンサルタント登録がある機関を「地質調査業者登録がある機関」に変更】 【注：測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目を評価しない。】
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②平成〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 ③上記以外の場合。	①について 【注：「又は過去に〇〇に関する研究実績」は必要に応じ適宜設定】 本項目全般について 【注：〇年度以降】は、毎年4月1日に変更する（4月1日以降公示業務から切り替え）】
	力管理技術	迅速性 当該地盤常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ○ ①当該地盤内の常駐技術者〇人以上 ②上記以外	①について 【注：〇人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】
	経営力	履行保証力 自己資本比率	下記の順位で評価する。 ○ ①自己資本比率が〇%以上 ②①③に該当しない ③自己資本比率が△%未満	①について 【注：〇%は25%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ③について 【注：△%は10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】
		瑕疵担保力 賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ○ ①保険金額〇万円以上の賠償責任保険に加入 ②①③に該当しない ③賠償責任保険に未加入	①について 【注：〇万円は5,000万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】
		遵法性 過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ○ ①過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ②上記以外	①について 【注：〇年は1年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】
	成績・表彰	成果の確実性 過去2年間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績	① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 75点以上76点未満 ⑦ 60点以上75点未満 ⑧ 60点未満 なお、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。	【注：「令和〇年度～令和〇年度」は以下のとおりとする。 令和4年度～令和5年度（令和6年8月1日より） 令和5年度～令和6年度（令和7年8月1日より） 毎年8月1日に変更する（8月1日以降公示業務から切り替え）】 【注：①～⑧へ配点し、⑦は0点、⑧の場合は選定しない】
		過去2年間の業務表彰の有無	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）で、過去2年間（令和〇年度（令和〇年度完了業務）～令和〇年度（令和〇年度完了業務））の優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰の経験等について、下記の順位で評価する。 ①令和〇・〇年度における九州地方整備局の局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ②令和〇・〇年度における九州地方整備局の事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ③令和〇・〇年度における九州地方整備局以外の局長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ・令和〇・〇年度地盤工学会表彰、地盤工学会九州支部表彰（技術賞（団体）の部）有り ・令和〇・〇年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り ・令和〇・〇年度における九州地方整備局の局長・事務所長表彰の災害復旧等功労者表彰の業務部門（上記①②以外）の表彰実績有り。 ・令和〇・〇年度における九州地方整備局の局長・事務所長表彰の災害復旧等功労者表彰の支店・協力部門の表彰実績有り。 ④上記以外の場合。	①～③について ※土木関係建設コンサルタント業務の場合 【注：「〇〇」は本業務の業務分野（河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ）を記載】 ※測量業務の場合 【注：土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を測量業務と記載】 ※地質調査業務の場合 【注：土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を地質調査業務と記載】 評価対象年度について 【注：「〇・〇年度」等は、毎年8月1日に変更する】

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表6-2) 評価項目毎の着眼点(判断基準)

プロポーザル方式(選定段階での技術評価)

【予定管理技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点				注意点
	資格・実績等	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	判断基準	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等			配置予定管理技術者等(調査業務及び設計業務においては「管理技術者」、測量業務及び地質調査業務においては、「主任技術者」をいう。以下同じ。)の資格を下記の順位で評価する。 記載する資格は1つとする。 【国土交通省技術者資格登録簿に該当しない業務の場合、下記のとおり記載する】 ①技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 技術士 建設部門又は〇〇部門 博士(工学) 土木学会認定技術者(特別上級、上級) ②RCCM 地質調査技術士 土木学会認定技術者(1級) コンクリート診断士 土木鋼構造診断士 ③上記以外の場合。	①について 【注:「技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目)」の「〇〇」は、業務内容に応じ適宜設定。地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】 【注:「技術士 建設部門又は〇〇部門」の「〇〇」は、業務内容に応じ適宜設定。地質関係の業務の場合、「建設部門又は応用理学部門」と記載。】 【注:「博士(工学)」は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、工学を追加すること。】 【注:「土木学会認定技術者(特別上級、上級)」は、土木関係分野の場合に設定】 ②について 【注:「地質調査技術士」は、地質調査業務の場合に追加】 【注:「土木学会認定技術者(1級)」は、土木関係分野の場合に追加】 【注:「コンクリート診断士」は、コンクリート構造物の維持・修繕の場合に追加】 【注:「土木鋼構造診断士」は、鋼構造物の維持・修繕の場合に追加】 【注:測量業務における測量士は参加要件とし評価しない】
				【国土交通省技術者資格登録簿に該当する業務の場合、下記のとおり記載する】 ①技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 技術士 建設部門又は〇〇部門 博士(工学) 土木学会認定技術者(特別上級、上級) ②国土交通省登録技術者資格(施設分野:〇〇-業務:〇〇) ③RCCM(②に該当するものを除く) 土木学会認定技術者(1級)(②に該当するものを除く) ④上記以外の場合。	①について 【注:「上記と同じ」】 ②について 【注:「国土交通省登録技術者資格(施設分野:〇〇-業務:〇〇)」は、当該業務について、「技術者資格登録簿」において管理技術者に係る資格の記載がある場合に記載する。】 ③について 【注:「土木学会認定技術者(1級)(②に該当するものを除く)」は、土木関係分野の場合に追加】
				①平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇〇に關士 ある証明書類がある。 ②平成〇〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 ③上記以外の場合。	①について 【注:「又は過去に〇〇〇〇〇に関する研究実績」は、必要に応じ適宜設定】 ②について 【注:「〇〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容(照査技術者として従事した業務は除く)※	過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①当該部門の従事期間が〇年以上 ②当該部門の従事期間が△年以上	①、②について 【注:業務内容に応じて適宜変更するものとする。】
			当該部門従事期間※	①当該部門の従事期間が〇年以上 ②当該部門の従事期間が△年以上	
	情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く)※	平成〇〇年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①〇〇事務所管内における業務実績あり。 ②九州地方整備局管内における業務実績あり。 ③上記以外の場合。	本項目全般について 【注:地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精通度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定】 【注:「〇〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】 【注:「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定すること】
			専任性	専任性 手持ち業務金額及び件数 ① 下記の項目に該当する場合は適定しない。 ・公示日現在の手持ち業務の契約金額が5億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算決算及び会計令(昭和22年勅令第166号。以下「予決令」という。)第85条に基づく価格(以下「審査基準価格」という。)を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円以上から2.5億円以上に、件数を10件以上から5件以上に読み替える。 ② 手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務(本業務は含まない。契約前及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。向、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。)なお、国土交通省以外の発注者(国内外を問わず)のものも含む。	【注:「公示日現在」は、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「令和〇〇年4月1日現在」と記載】
業務実施体制	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係を除く)の過去4年間(令和〇〇年度～令和〇〇年度)に完了した業務のテクニカル平均評定点(再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く)を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 75点以上76点未満 ⑦ 74点以上75点未満 ⑧ 73点以上74点未満 ⑨ 72点以上73点未満 ⑩ 71点以上72点未満 ⑪ 70点以上71点未満 ⑫ 69点以上70点未満 ⑬ 68点以上69点未満 ⑭ 67点以上68点未満 ⑮ 66点以上67点未満 ⑯ 65点以上66点未満 ⑰ 64点以上65点未満 ⑱ 63点以上64点未満 ⑲ 62点以上63点未満 ⑳ 61点以上62点未満 ㉑ 60点以上61点未満 ㉒ 59点以上60点未満 ㉓ 58点以上59点未満 ㉔ 57点以上58点未満 ㉕ 56点以上57点未満 ㉖ 55点以上56点未満 ㉗ 54点以上55点未満 ㉘ 53点以上54点未満 ㉙ 52点以上53点未満 ㉚ 51点以上52点未満 ㉛ 50点以上51点未満 ㉜ 49点以上50点未満 ㉝ 48点以上49点未満 ㉞ 47点以上48点未満 ㉟ 46点以上47点未満 ㊱ 45点以上46点未満 ㊲ 44点以上45点未満 ㊳ 43点以上44点未満 ㊴ 42点以上43点未満 ㊵ 41点以上42点未満 ㊶ 40点以上41点未満 ㊷ 39点以上40点未満 ㊸ 38点以上39点未満 ㊹ 37点以上38点未満 ㊺ 36点以上37点未満 ㊻ 35点以上36点未満 ㊼ 34点以上35点未満 ㊽ 33点以上34点未満 ㊾ 32点以上33点未満 ㊿ 31点以上32点未満 ① 30点以上31点未満 ② 29点以上30点未満 ③ 28点以上29点未満 ④ 27点以上28点未満 ⑤ 26点以上27点未満 ⑥ 25点以上26点未満 ⑦ 24点以上25点未満 ⑧ 23点以上24点未満 ⑨ 22点以上23点未満 ⑩ 21点以上22点未満 ⑪ 20点以上21点未満 ⑫ 19点以上20点未満 ⑬ 18点以上19点未満 ⑭ 17点以上18点未満 ⑮ 16点以上17点未満 ⑯ 15点以上16点未満 ⑰ 14点以上15点未満 ⑱ 13点以上14点未満 ⑲ 12点以上13点未満 ⑳ 11点以上12点未満 ㉑ 10点以上11点未満 ㉒ 9点以上10点未満 ㉓ 8点以上9点未満 ㉔ 7点以上8点未満 ㉕ 6点以上7点未満 ㉖ 5点以上6点未満 ㉗ 4点以上5点未満 ㉘ 3点以上4点未満 ㉙ 2点以上3点未満 ㉚ 1点以上2点未満 ㉛ 0点以上1点未満 ㉜ 0点未満 なお、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。	【注:「令和〇〇年度～令和〇〇年度」は以下のとおりとする。 令和2年度～令和5年度(令和6年8月1日より) 令和3年度～令和6年度(令和7年8月1日より) 毎年8月1日に変更する(8月1日以降公示業務から切り替え)】 【注:①～⑥へ配点し、⑦は0点、⑧の場合は適定しない】
			過去4年間の業務の技術者表彰の有無(照査技術者として従事した業務は除く)※	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)で、過去4年間(令和〇〇年度(令和〇〇年度完了業務)～令和〇〇年度(令和〇〇年度完了業務))の優秀技術者表彰、若手優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験等について、下記の順位で評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ①令和〇〇～〇〇年度における九州地方整備局の局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ②令和〇〇～〇〇年度における九州地方整備局の事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ③令和〇〇～〇〇年度における九州地方整備局以外の局長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ・令和〇〇～〇〇年度地盤工学会表彰有り ・令和〇〇～〇〇年度土木学会表彰。土木学会西部支部表彰(西部支部技術賞)有り ④令和〇〇～〇〇年度土木学会西部支部表彰(西部支部奨励賞)有り。 ⑤上記以外の場合。	①～⑤について ※土木関係建設コンサルタント業務の場合 【注:「〇〇」は本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載】 ※測量業務の場合 【注:土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を測量業務と記載】 ※地質調査業務の場合 【注:土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を地質調査業務と記載】 評価対象年度について 【注:「〇・〇〇年度」等は、毎年8月1日に変更する】
業務実施体制			業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には適定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明瞭又は不自然な場合。 ・設計共同体により業務を実施する際に、下記に該当する場合 1)業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、又は一の分担業務を複数の構成で実施することとしている場合。 2)代表者以外の者が配置予定管理技術者等を配置している場合。 3)各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できていない場合。 4)各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合に、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できない場合。	【注:設計図書に照査技術者を定めない場合は、4)を削除する。】

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 ※評価対象期間に休業を取得した場合には休業期間に応じて評価対象期間を延長する

(表6-2) 評価項目毎の着眼点(判断基準)

プロポーザル方式（特定段階での技術評価） **【予定技術者の経験及び能力】**

評価項目			評価の着眼点	判断基準	注意点
予定技術者の経験及び能力 資格・実績等 管理技術者・（担当技術者）・（照査技術者）	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	技術者の資格を下記の順位で評価する。 記載する資格は1つとする。 【国土交通省技術者登録簿に該当しない業務の場合、下記のとおり記載する】 ①技術士 総合技術監理部門（建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目） 技術士 建設部門又は〇〇部門 博士（工学） 土木学会認定技術者（特別上級、上級） ②R C C M 地質調査技術士 土木学会認定技術者（1級） コンクリート診断士 土木鋼構造診断士 ③上記以外の場合。	①について 【注：「技術士 総合技術監理部門（建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目）」の「〇〇」は、業務内容に応じ適宜設定。地質関係業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】 【注：「技術士 建設部門又は〇〇部門」の「〇〇」は、業務内容に応じ適宜設定。地質関係の業務の場合、「建設部門又は応用理学部門」と記載。】 【注：「博士（工学）」は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理、学、学位を追加すること。】 【注：「土木学会認定技術者（特別上級、上級）」は、土木関係分野の場合に設定。】 ②について 【注：「地質調査技術士」は、地質調査業務の場合に追加】 【注：「土木学会認定技術者（1級）」は、土木関係分野の場合に追加】 【注：「コンクリート診断士」は、コンクリート構造物の維持・修繕の場合に追加】 【注：「土木鋼構造診断士」は、鋼構造物の維持・修繕の場合に追加】 【注：測量業務における測量士は参加要件とし評価しない】	
	専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績又は従事した業務は除く）※	過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ② 平成〇〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 ③ 上記以外の場合。	①について 【注：「又は過去に〇〇〇〇〇〇に関する研究実績」は、必要に応じ適宜設定】 ②について 【注：「〇〇年度以降」は、毎年4月1日で変更する（4月1日以降公示業務から切り替え）】	
		当該部門の従事期間※	下記の順位で評価する。 ①当該部門の従事期間が〇年以上 ②当該部門の従事期間が△年以上	①、②について 【注：業務内容に応じ適宜変更するものとする。】	
	情報収集力	過去10年間の当該事務管内、周辺でのの実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）※	平成〇〇年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①〇〇事務所管内における業務実績あり。 ②九州地方整備局管内における業務実績あり。 ③上記以外の場合。	本項目金額について 【注：地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精確度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定】 【注：「〇〇年度以降」は、毎年4月1日で変更する（4月1日以降公示業務から切り替え）】 【注：「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定すること】	
	専任性	専任性 手持ち業務金額及び件数	下記の順位で評価する。 ①全ての手持ち業務の契約金額が1. 2.5億円未満かつ契約件数が3件未満。 ②全ての手持ち業務の契約金額が1. 2.5億円以上5億円未満かつ10件未満。または5億円未満かつ3件以上10件未満。 ③全ての手持ち業務の契約金額合計が5億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、上記①～③を下記のとおり読み替える。 ①契約金額を6. 2.5万円未満かつ契約件数が2件未満。 ②契約金額を6. 2.5万円未満かつ契約件数が5件未満。または、契約金額を2.5億円未満かつ契約件数が2件以上5件未満。 ③契約金額を2. 5億円以上又は、契約件数が5件以上。 手持ち業務とは、公示日現在において管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額50万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。 （本業務は含まない。契約済及び特定未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総年数で除し、当該年度の履行月数に乗じた金額とする。尚、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。）	【注：「公示日現在」は、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「令和〇〇年4月1日現在」と記載】	
	CPD	CPDの取得状況について以下の順位で評価する。 ①継続教育（CPD）の証明が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしていること。 ②上記以外の場合。			
予定技術者の経験及び能力	管理技術者・（担当技術者）・（照査技術者）	業務執行技術力 過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府神綱総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）※	国土交通省及び内閣府神綱総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の過去4年間（令和〇〇年度～令和〇〇年度）に完了した業務のテクニクス平均評点（再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く）を下記の順位で評価する。 ① 8.0点以上 ② 7.9点以上8.0点未満 ③ 7.8点以上7.9点未満 ④ 7.7点以上7.8点未満 ⑤ 7.6点以上7.7点未満 ⑥ 7.5点以上7.6点未満 ⑦ 7.4点以上7.5点未満 ⑧ 7.3点以上7.4点未満 ⑨ 7.2点以上7.3点未満 ⑩ 7.1点以上7.2点未満 ⑪ 7.0点未満 なお、「地方整備局委託業務等成績評価要綱」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府神綱総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。	【注：「令和〇〇年度～令和〇〇年度」は以下のとおりとする。 令和2年度～令和5年度（令和6年8月1日より） 令和3年度～令和6年度（令和7年8月1日より） 毎年8月1日で変更する（8月1日以降公示業務から切り替え）】 【注：①～⑩は配点とし、⑪は0点。⑫の場合は「管理技術者・照査技術者」は特定しない、「担当技術者」は加算しない】	
予定技術者の経験及び能力	管理技術者・（担当技術者）・（照査技術者）	過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）※	国土交通省及び内閣府神綱総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）、過去4年間（令和〇〇年度～令和〇〇年度）に完了した業務（令和〇〇年度完了業務）の優秀技術者表彰、若し優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験等について、下記の順位で評価する。 ①令和〇〇～〇〇年度における九州地方整備局の局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇〇」の表彰実績有り。 ②令和〇〇～〇〇年度における九州地方整備局の事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇〇」の表彰実績有り。 ③令和〇〇～〇〇年度における九州地方整備局の局長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇〇」の表彰実績有り。 ・令和〇〇～〇〇年度地盤工学会表彰有り ・令和〇〇～〇〇年度土木学会表彰。土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り ④令和〇〇～〇〇年度土木学会西部支部表彰（西部支部奨励賞）有り。 ⑤上記以外の場合。	①～③について ※土木関係建設コンサルタント業務の場合 【注：「〇〇〇」は本業務の業務分野（河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ）を記載】 ※測量業務の場合 【注：土木関係建設コンサルタント業務「〇〇〇」を測量業務と記載】 ※地質調査業務の場合 【注：土木関係建設コンサルタント業務「〇〇〇」を地質調査業務と記載】 評価対象年度について 【注：「〇〇～〇〇年度」等は、毎年8月1日で変更する】	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 ※評価対象期間に休業を取得した場合には休業期間に応じて評価対象期間を延長する

(表 6-2) 評価項目毎の着眼点 (判断基準)

プロポーザル方式 (特定段階での技術評価)

【実施方針・特定テーマ】

評価項目		評価の着眼点	
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。
	照査における具体の手法・工夫等	○	業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体の手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。
	その他	◎	有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。
		○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。
評価テーマに対する技術提案	全体	◎	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高く、優れている場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。
	評価テーマ 1	◎	地形、環境、地域特性など【注：業務内容に応じ、適宜変更するものとする】の与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。
		◎	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
		○	事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。
		○	事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。
	実現性	◎	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。
		◎	提案内容を裏付ける内容が十分に示されており、優れている場合に優位に評価する。
		○	利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。
		○	提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。
	独創性	○	工学的知見に基づく全く新しい提案があり、優れている場合に優位に評価する。
		○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案があり、優れている場合に優位に評価する。
		○	複数の既存技術を統合化する提案があり、優れている場合に優位に評価する。
		○	新工法採用の提案があり、優れている場合に優位に評価する。
	2	○	的確性、実現性、（独創性）について上記を準用
	3	○	的確性、実現性、（独創性）について上記を準用
参考見積	業務コストの妥当性	◎	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

3) 具体的な配点設定

配点設定は、「5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について（以下「配点の考え方」という）」のウェイトバランスに基づくこととする。

なお、「選定段階での技術評価」及び「特定段階での技術評価」について100点満点を基本とする。

具体的な配点例を（表6-3）に示すのでこれを参考に各評価項目の配点を設定するが、これらの配点例は、標準項目のみを設定した例であるため、追加項目を設定する際は、標準項目の配点を減じることにより100点満点となるよう調整を行うとともに、「配点の考え方」に基づくよう十分留意する。

各評価項目の評価については、業務成績の評価を除き3段階評価を行うことを原則とするが、必要な場合は5段階評価等を用いる。

以下に段階評価別の配点例を示す。

ケース		配点					
		100%	80%	60%	40%	20%	0%
2段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5					0
	ケース2(10点満点のケース)	10					0
3段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3			0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6			0
4段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3		1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6		2	0
5段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2		0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4		0
6段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2	1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4	2	0

尚、業務成績の評価においては企業及び技術者ともに7段階評価とし、配点は下記によるものとする。

点数帯	配点ウェイト (対満点比)	ケース1 (20点満点の ケース)	ケース2 (30点満点の ケース)
①80点以上	6/6	20	30
②79点以上80点未満	5/6	16.7	25
③78点以上79点未満	4/6	13.3	20
④77点以上78点未満	3/6	10.0	15
⑤76点以上77点未満	2/6	6.7	10
⑥75点以上76点未満	1/6	3.3	5
⑦60点以上75点未満	配点しない	0	0
60点未満	欠格	欠格	欠格

※ケース1、ケース2は配点例を示したもの

(表 6-3) 具体的な配点例

プロポーザル方式（選定段階での技術評価）

評価項目		評価の着眼点					配点ウェートの考え方		配点	ウェート	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	◎	10%～15%		5	5%	10%	
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎			5	5%		
		管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	○				0%		
		経営力	履行保証力	自己資本比率	○				0%		
			瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	○				0%		
			遵法性	過去の法の遵守状況	○				0%		
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去2年間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績	◎	25%～35%		30	30%	35%	
				過去2年間の業務の業務表彰の有無	◎			5	5%		
	小計							35%～50%	45	45%	45%
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	15%～20%		10	10%	20%	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	◎			10	10%		
				当該部門従事期間	○				0%		
				情報収集力	地域精通度			過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○		
		専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	◎			—	—		—
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	◎	35%～45%		30	30%	35%	
				過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	◎			5	5%		
	小計							50%～65%	55	55%	55%
業務実施体制		業務実施体制の妥当性			◎	—	—	—	—		
合計							100%	100	100%	100%	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 □:表彰の配点は固定

配点ウェートの考え方			
①企業の資格・実績等	10%～15%	10%	OK
②企業の成績・表彰	25%～35%	35%	OK
③技術者の資格・実績等	15%～20%	20%	OK
④技術者の成績・表彰	35%～45%	35%	OK
①+③ 資格・実績等	30%	30%	OK
②+④ 成績・表彰	70%	70%	OK

※上記、配点ウェートの考え方に基づくよう配点を設定すること。

(表 6-3) 具体的な配点例

プロポーザル方式（特定段階での技術評価①）

評価項目		評価の着眼点				配点ウェートの考え方	設定例			
							配点	ウェイト		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	5%～10%	4	4%	10%
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	◎		5	5%	
					当該部門の従事期間	○			0%	
			情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○			0%	
			専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	○			0%	
			C P D			◎		1	1%	
		担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	○			0%	
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	○			0%	
					当該部門の従事期間	○			0%	
			情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○			0%	
			専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	○			0%	
			C P D			○			0%	
		照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	○			0%	
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	○			0%	
					当該部門の従事期間	○			0%	
			情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○			0%	
			C P D			○			0%	
		予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力		過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	◎	
過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	◎						3	3%		
担当技術者	専門技術力			業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	○		0%		
					過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○		0%		
照査技術者	専門技術力			業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	○		0%		
					過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○		0%		
					小計			25%	25	25%

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 □:表彰の配点は固定

(表 6-3) 具体的な配点例

プロポーザル方式（特定段階での技術評価②）

評価項目		評価の着眼点		配点ウェートの考え方	設定例		
					配点	ウェイト	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	◎	12.5%～25%	10	10%	25%
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	◎		5	5%	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	◎		5	5%	
		業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体的手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。【注：照査技術者の配置を義務づける詳細（実施）設計について原則設定すること。なお、その他の設計についても必要に応じ設定可能とする】	○			0%	
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。	◎		5	5%	
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。	○			0%	
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の特定テーマ間の整合性が高く、優れている場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	○		0%	50%
	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性など【注：業務内容に応じ、適宜変更するものとする】の与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	◎	15	15%	
			着視点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	◎	15	15%	
			事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。	○		0%	
			事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。	○		0%	
		実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	◎	10	10%	
			提案内容を裏付ける内容が十分に示されており、優れている場合に優位に評価する。	◎	10	10%	
			利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	○		0%	
			提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	○		0%	
	独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案があり、優れている場合に優位に評価する。	○		0%		
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案があり、優れている場合に優位に評価する。	○		0%		
		複数の既存技術を統合化する提案があり、優れている場合に優位に評価する。	○		0%		
		新工法採用の提案があり、優れている場合に優位に評価する。	○		0%		
	2	的確性、実現性、（独創性）について上記を準用		○		0%	
	3	的確性、実現性、（独創性）について上記を準用		○		0%	
小計（実施方針＋評価テーマ）				75%	75	75%	75%
参考見積	業務コストの妥当性			◎	—	—	—
合計				100%	100	100%	100%

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

配点ウェートの考え方				
①技術者の資格・実績等	5%～10%	12.5%～25%	10%	OK
②技術者の成績・表彰	15%～20%	25%～37.5%	15%	OK
①＋② 技術者の資格・実績等、成績・表彰	25%	50%	25%	OK
③実施方針	12.5%～25%	50%	25%	OK
④評価テーマ	50%～62.5%	50%	50%	OK
③＋④ 実施方針、評価テーマ	75%	50%	75%	OK

※上記、配点ウェートの考え方に基づくよう配点を設定すること。

4) プロポーザル方式（技術提案簡素化型試行業務）について

8.(1). 9) 総合評価落札方式（技術提案簡素化型試行業務）に同じ。

※配点ウェイト変更はプロポ対象外。総合評価（簡易型）のみ。

5) プロポーザル方式（地域特性重視型試行業務）について

8.(1). 10) 総合評価落札方式（地域特性重視型試行業務）に同じ。

6) プロポーザル方式（組合せ評価型試行業務）について

8.(1). 11) 総合評価落札方式（組合せ評価型試行業務）に同じ。

5) 特に留意する事項

以下の事項について十分留意し、要件設定と審査を適切に実施する。

①地域要件の設定について

プロポーザル方式については、最も優れた技術力を有する者を契約相手とする調達方式であることを踏まえ、地域要件（企業の所在地）を参加資格要件として設定しない。また地域貢献度は評価しない。地域精通度は、必要に応じ技術者の評価における選定時及び特定時の評価項目として設定する。

なお、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用する。

②業務実績に関する要件

同種及び類似業務の設定にあたっては、下記のとおりとする。

なお、過去の研究実績については調査研究を行う業務などについて適宜設定する。

1) できるだけ一般的かつ具体的な表現とするとともに、幅広く設定する。

2) 同種及び類似業務は、必ず設定するものとする。

なお、同種及び類似業務において、その実績がある者があわせて20者程度以上確認できるものとする。（特殊な業務は、この限りではない。）

3) 業務実績の対象年は、企業、技術者ともに過去10カ年を基本とする。

4) 選定及び特定時の評価については、業務実績の発注機関（国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関の実績）により評価に差をつけない。（下記は、不適切な例）

例）業務実績の発注機関により差をつける例

国が発注した同種業務の実績有り（10点）

> 都道府県が発注した同種業務の実績有り（6点）

③技術提案書の評価（ヒアリング含む）について

実施方針、評価テーマの評価（ヒアリング含む）については、3人で行うものとし、評価者の評価点を単純平均し、その結果を少数第2位で四捨五入し、少数第1位止めとした値とする。

ヒアリングは単独の評価項目とせず、ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を、「実施方針等」及び「評価テーマ」の評価に反映させる。

その他のヒアリングにおける留意点は以下のとおりとする。

- 1) ヒアリング実施者(発注者側)は3名とし、事務所発注業務においては専門官以上、本局においては課長補佐(建設専門官)以上の役職を基本とする。
- 2) **ヒアリング対象者**は、予定管理(主任)技術者とする。
設計共同体に対するヒアリングを実施する場合も同様とする。

④建設コンサルタント登録等の評価について

選定段階において、建設コンサルタント登録規定に基づく部門登録の評価を行うこととするが、その際、業務内容を踏まえ適切な部門を網羅し設定する。

⑤その他

業務成果の品質確保のため、個別の評価項目に設定される非特定要件に加え、下記のとおり非特定要件を設定する。

ただし、その他の「有益な代替案、重要事項の指摘等」については、対象外とする。

- ・「実施方針・実施フロー・工程表」の評価の合計が満点の6割未満の場合は特定しない。
- ・「評価テーマに対する技術提案」の評価の合計が満点の6割未満の場合は特定しない。

⑥評価値が同点の場合の特定者決定方法

評価の合計点の最高得点者が複数者いる場合、下記の1)から6)の順で1者を特定するものとする。(2)以下はその上記項目が同点の場合適用)

- 1) 技術提案の評価テーマの得点が高いもの
- 2) 技術提案の実施方針・実施フロー、工程表その他の得点が高いもの
- 3) 予定管理技術者の専門技術力(業務成績の平均点)が高いもの
- 4) 予定管理技術者の専門技術力(優良表彰)の得点が高いもの
- 5) 予定管理技術者の手持ち(公示日における)業務量が少ないもの
 - ・ 手持ち業務量は、契約額が少ない者とし、契約額が同じ場合は、件数の少ない者を上位とする。
 - ・ ただし調査基準価格を下回る金額で落札した業務(港湾空港除く)がある場合は、下位とする。
- 6) 上記1)～5)による特定作業の結果、最高得点者が複数者存在する場合は、**R7、8**年度九州地方整備局有資格者名簿の上位の者とする。

⑦CPD（継続教育）の評価について

プロポーザル方式で発注する全ての業務において、予定技術者のCPD評価項目を設定する。

各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」の証明日が技術提案書提出期限の過去1年以内のものを評価する。

推奨単位には、各団体で1年、2年、5年等あるので、いずれの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているのか明確にすること。

なお、単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。

各団体推奨単位が1年の場合の例として、提出された単位取得証明

【単位取得証明書の証明日と単位集計の例】

団体の推奨単位を 50単位/年 とした場合

(なお、推奨単位について、各団体で年数・単位数が設定されているので、提出した資料がいずれの推奨単位で有るか明確にすること。)

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
取得単位	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6
証明日3月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6
証明日4月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6
証明日1月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6

単位取得証明期間(過去1年)

技術提案書
提出期限日

推奨単位:50単位/年の場合		
46単位	⇒	評価しない
50単位	⇒	評価する
50単位	⇒	評価する

★:単位取得の証明日

期間が1年以上のものについては、1年に換算した単位数で評価すること。

例) 単位取得証明期間4年(R1.4.1~R5.3.31)で220単位の場合
 $220 \div 4 = 55$

※インターネットでの検索結果の写しは評価しない。あくまで各団体が発行する単位取得証明書のみでしか評価しないので、留意すること。

※主な団体の推奨単位 (R7.3 時点)

(一社) 建設コンサルタント協会: 50 単位/年間

(公社) 地盤工学会: 50 単位/年間

(公社) 土木学会: 50 単位/年間

(公社) 日本技術士会: 50 単位/年間

⑧参加表明書並びに技術提案書作成に必要な期間の確保

発注方式により参加表明書並びに技術提案書の資料作成に必要な期間を短縮可能としているが、説明書の内容についての質問と回答に係る受発注者双方の作業期間を考慮した適正な期間を確保すること。

(2) 標準プロポーザル方式

選定する業者については、「11.(2) 通常指名価格競争入札」を参考に適切に選定する。

8. 総合評価落札方式における要件設定と審査について

(1) 公募型、簡易公募型総合評価落札方式（※準じた手続き含む）

1) 参加資格要件及び評価項目の設定について

参加資格要件及び評価項目については、業務内容、業務を遂行するにあたり必要とされる技術力等を十分に検討のうえ、（表 7－1）に基づき適切に設定する。

(表 7-1)

総合評価落札方式における資格要件・評価項目の標準的な設定例

要件			参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項
基本要件	予決令及び会計令		◎	—	—	
	競争参加資格		◎	—	—	
	指名停止		◎	—	—	
	入札参加者間の関係		◎	—	—	入札参加者間で資本・人事面での関係が無いこと
	暴力団排除		◎			
企業	登録状況	土木建設コンサル	—	◎	—	建設コンサルタント登録の有無等
		地質調査	—	◎	—	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	—	—	測量業者登録の有無等
	業務実績		◎	◎	—	
	当該地整常駐技術者数		—	○	—	
	地域貢献度	災害協定等活動実績	—	○	—	災害協定等に基づく活動実績
		ボランティア活動表彰	—	○	—	ボランティア活動による表彰等の実績
	自己資本比率		—	○	—	
	瑕疵担保力		—	○	—	
	法令の遵守状況		—	○	—	
	業務成績		—	◎	—	
	表彰の有無		—	◎	—	
	業務拠点（企業の所在地）		○	—	—	効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる
	中立・公平性		○	—	—	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる
管理技術者	技術者資格		◎	◎	◎	
	業務実績		◎	◎	◎	
	地域精進度		—	○	○	地域精進度により成果の品質向上が期待できる場合に設定する
	業務成績		—	◎	◎	
	表彰の有無		—	◎	◎	
	当該部門従事期間		—	○	○	
	手持ち業務量		◎	◎	○	
CPDの取得状況		—	—	○		
担当技術者	技術者資格		—	—	○	担当技術者は、必要に応じて評価項目として設定する。（標準的には設定しない） なお、設定した際の担当技術者の提案は1名を基本とするが、業務を短期間で遂行する場合など業務実施の迅速性（組織力）を強く求める場合は、3名までの提案による「加算値」での評価を行う。
	業務実績		—	—	○	
	地域精進度		—	—	○	
	業務成績		—	—	○	
	表彰の有無		—	—	○	
	当該部門従事期間		—	—	○	
	手持ち業務量		—	—	○	
CPDの取得状況		—	—	○		
照査技術者	技術者資格		○	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。
	業務実績		○	○	○	
	地域精進度		—	—	○	
	業務成績		○	○	○	
	表彰の有無		—	—	○	
	当該部門従事期間		—	—	○	
	CPDの取得状況		—	—	○	
実施体制（再委託等）			◎	◎	—	
実施方針			—	—	◎	ヒアリングを実施した場合結果を反映させる。
評価テーマに対する提案			—	—	◎（※）	※標準型のみ設定。 ヒアリング結果を反映させる。

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

2) 評価項目毎の評価の着眼点（判断基準）について

評価項目毎の着眼点（判断基準）について、（表7-2）に示す。

（表7-2）評価項目毎の評価の着眼点（判断基準）

総合評価表方式（指名段階での技術評価）標準型及び簡易型の場合				【企業の経験及び能力】	
評価項目	評価の着目点	判断基準	注意点		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	技術部門登録 当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ①〇〇部門の建設コンサルタント登録がある機関。 または、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 ②上記以外の場合。	①について 【注：「〇〇部門」は建設コンサルタント登録規程に基づき、適切な部門を網羅して設定すること】 【注：地質調査業務にあっては、「〇〇部門の建設コンサルタント登録がある機関」を「地質調査業者登録がある機関」に変更】 【注：測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目を評価しない。】	
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①令和〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②令和〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 ③上記以外の場合。 参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者に上記①、②の実績が無い場合、又は、その他の構成員に当該業務で実施を予定している分担業務について、平成〇年度以降に実施した業務の実績が無い場合は指名しない。	①について 【注：「又は過去に〇〇に関する研究実績」は必要に応じ適宜設定】 本項目全般について 【注：「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する（4月1日以降公示業務から切り替え）】	
	力量	迅速性 当該地盤常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ○ ①当該地盤内の常駐技術者〇人以上 ②上記以外	①について 【注：〇人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	
	情報収集力	地域貢献度 過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	令和〇年度以降の災害協定等に基づく活動実績について、下記の順位で評価する。 ○ ①当該地域（〇〇県）での災害協定等に基づく活動実績有り。 ②九州地方整備局の管轄区域（〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県又は〇〇県）での災害協定等に基づく活動実績有り。 ③上記以外の場合。	【注：「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する（4月1日以降公示業務から切り替え）】	
		ボランティア活動による表彰等の実績	令和〇年度以降のボランティア活動による表彰等の実績について、下記の順位で評価する。 ①〇〇県における過去2年度＋当該年度の河川、道路行政等（公園、港湾空港等含む）に関わる行政機関（国、県、政令市、市町村）からの表彰、感謝状の実績有り。 ②九州地方整備局管内における過去2年度＋当該年度の河川、道路行政等（公園、港湾空港等含む）に関わる行政機関（国、県、政令市、市町村）からの表彰、感謝状の実績有り。 ③上記以外の場合。	【注：「〇年度以降」は、毎年4月1日に変更する（4月1日以降公示業務から切り替え）】	
	経営力	銀行保証力 自己資本比率	下記の順位で評価する。 ○ ①自己資本比率が〇%以上②③に該当しない ②自己資本比率が△%未満	①について 【注：〇%は25%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ③について 【注：△%は10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	
	保証担保力	賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ○ ①保険金額〇万円以上の賠償責任保険に加入 ②③に該当しない ③賠償責任保険に未加入	①について 【〇万円は5,000万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	
	遵法性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ○ ①過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ②上記以外	①について 【〇年は1年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	
成績・表彰	専門技術力	成果の確実性 過去2年間の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務実績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の過去2年間（令和〇年度～令和〇年度）までに完了した業務のタテマ平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 8.0点以上 ② 7.9点以上8.0点未満 ③ 7.8点以上7.9点未満 ④ 7.7点以上7.8点未満 ⑤ 7.6点以上7.7点未満 ⑥ 7.5点以上7.6点未満 ⑦ 7.4点以上7.5点未満 ⑧ 7.3点以上7.4点未満 ⑨ 7.2点以上7.3点未満 ⑩ 7.1点以上7.2点未満 ⑪ 7.0点以上7.1点未満 ⑫ 6.9点以上7.0点未満 ⑬ 6.8点以上6.9点未満 ⑭ 6.7点以上6.8点未満 ⑮ 6.6点以上6.7点未満 ⑯ 6.5点以上6.6点未満 ⑰ 6.4点以上6.5点未満 ⑱ 6.3点以上6.4点未満 ⑲ 6.2点以上6.3点未満 ⑳ 6.1点以上6.2点未満 ㉑ 6.0点以上6.1点未満 ㉒ 6.0点未満 なお、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。	【注：「令和〇年度～令和〇年度」は以下のとおりとする。 令和2年度～令和5年度（令和6年8月1日より） 令和3年度～令和6年度（令和7年8月1日より） 毎年8月1日に変更する（8月1日以降公示業務から切り替え）】 【注：①～⑯は配点し、㉑は0点、㉒の場合は適定しない】	
		過去2年間の業務表彰の有無	九州地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、過去2年間（令和〇年度（令和〇年度完了業務）～令和〇年度（令和〇年度完了業務））の優良業務表彰又は災害復旧等功労業者表彰の経験等について、下記の順位で評価する。 ①令和〇・〇年度における局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇〇」の表彰実績有り。 ②令和〇・〇年度における事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇〇」の表彰実績有り。 ③令和〇・〇年度地盤工学会表彰、地盤工学会九州支部表彰（技術賞（団体）の部）有り ・令和〇・〇年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り ・令和〇・〇年度における九州地方整備局の局長・事務所長表彰の災害復旧等功労業者の業務部門（上記①②以外）の表彰実績有り。 ・令和〇・〇年度における九州地方整備局の局長・事務所長表彰の災害復旧等功労業者の支援・協力部門の表彰実績有り。 ④上記以外の場合。 【全国的に運用する基幹や計画策定、システム等に関する業務の場合、以下の通り記載する】 ①令和〇・〇年度における九州地方整備局の局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ②令和〇・〇年度における九州地方整備局の事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ③令和〇・〇年度における九州地方整備局以外の局長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ・令和〇・〇年度地盤工学会表彰、地盤工学会九州支部表彰（技術賞（団体）の部）有り ・令和〇・〇年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り ・令和〇・〇年度における九州地方整備局の局長・事務所長表彰の災害復旧等功労業者の業務部門（上記①②以外）の表彰実績有り。 ・令和〇・〇年度における九州地方整備局の局長・事務所長表彰の災害復旧等功労業者の支援・協力部門の表彰実績有り。 ④上記以外の場合。	①～②について ※土木関係建設コンサルタント業務の場合 【注：「〇〇〇」は本業務の業務分野（河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ）を記載】 ※測量業務の場合 【注：土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を、測量業務と記載】 ※地質調査業務の場合 【注：土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を、地質調査業務と記載】 ※地質調査業務の場合 【注：土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を、地質調査業務と記載】 評価対象年度について 【注：「〇・〇年度」等は、毎年8月1日に変更する】 ①～②について ※土木関係建設コンサルタント業務の場合 【注：「〇〇〇」は本業務の業務分野（河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ）を記載】 ※測量業務の場合 【注：土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を、測量業務と記載】 ※地質調査業務の場合 【注：土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を、地質調査業務と記載】 評価対象年度について 【注：「〇・〇年度」等は、毎年8月1日に変更する】	

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

(表 7-2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価表形式(指名段階での技術評価) 標準型及び簡易型の場合【予定管理技術者の経験及び能力】

評価項目		評価の着眼点		判断基準	注意点
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	配置予定管理技術者等(調査業務及び設計業務)においては「管理技術者」、測量業務及び地質調査業務においては、「主任技術者」をいう。以下同じ。)の資格を下記の順位で評価する。 【国土交通省技術者資格登録簿に該当しない業務の場合、下記のとおり記載する】 ①技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 技術士 建設部門又は〇〇部門 博士(工学) 土木学会認定技術者(特別上級、上級) ②RCCM 地質調査士 土木学会認定技術者(1級) コンクリート診断士 土木鋼構造診断士 ③上記以外の場合。	①について 【注:「技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目)」の「〇〇」は、業務内容に応じ適宜設定。地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目と記載。】 【注:「技術士 建設部門又は〇〇部門」の「〇〇」は、業務内容に応じ適宜設定。地質関係の業務の場合、「建設部門又は応用理学部門」と記載。】 【注:「博士(工学)」は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理系、学術を証明すること。】 【注:「土木学会認定技術者(特別上級、上級)」は、土木関係分野の場合に設定】
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇〇に相当する業務実績がある。 ②平成〇〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 ③上記以外の場合。	②について 【注:「地質調査技術者」は、地質調査業務の場合に追加】 【注:「土木学会認定技術者(1級)」は、土木関係分野の場合に追加】 【注:「コンクリート診断士」は、コンクリート構造物の維持・修繕の場合に追加】 【注:「土木鋼構造診断士」は、鋼構造物の維持・修繕の場合に追加】 【注:測量業務における測量士は参加要件とし評価しない】
	情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※	平成〇〇年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①〇〇事務所管内における業務実績あり。 ②九州地方整備局管内における業務実績あり。 ③上記以外の場合。	①について 【注:「又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績」は、必要に応じ適宜設定】 ②について 【注:「〇〇年度以降」は、毎年4月1日で変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】
	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・公示日現在に手持ち業務の契約金額が5億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、公示日現在に手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算決算及び会計令(昭和25年勅令第165号。以下「予算令」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円以上から2.5億円以上に、件数を10件以上から5件以上に読み替える。 手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務。(本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。尚、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。) なお、国土交通省以外の発注者(国内外を問わず)のものも含む。	③について 【注:「土木学会認定技術者(1級) ②に該当するものを除く」は、土木関係分野の場合に追加】
	成績・表彰	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府・沖縄総合事務局開発建設部発注業務(照査技術者として従事した業務は除く) ※	国土交通省及び内閣府・沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係を除く)の過去4年間(令和〇年度～令和〇年度)に完了した業務(予算平均評定点(再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く)を)を下記の順位で評価する。 ① 8.0点以上 ② 7.9点以上8.0点未満 ③ 7.8点以上7.9点未満 ④ 7.7点以上7.8点未満 ⑤ 7.6点以上7.7点未満 ⑥ 7.5点以上7.6点未満 ⑦ 7.0点以上7.5点未満 ⑧ 7.0点未満 なお、「地方整備局委託業務等成績評価要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府・沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評価通知を受けていないため業務成績を評価できない場合は加算しない。	①について 【注:「令和〇年度～令和〇年度」は以下のとおりとする。 令和2年度～令和5年度(令和6年8月1日より) 令和3年度～令和6年度(令和7年8月1日より) 毎年8月1日で変更する(8月1日以降公示業務から切り替え)】 【注:①～⑧に配点し、⑦は0点、⑧の場合は指名しない】
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性	過去4年間の業務の技術者表彰の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※	九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、過去4年間(令和〇年度(令和〇年度完了業務)～令和〇年度(令和〇年度完了業務))の優秀技術者表彰、若手優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験等について、下記の順位で評価する。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ①令和〇～〇年度における局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ②令和〇～〇年度における事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ・令和〇～〇年度地盤工学会表彰有り ・令和〇～〇年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰(西部支部技術賞)有り ・令和〇～〇年度土木学会西部支部表彰(西部支部奨励賞)有り。 ③上記以外の場合。	①～②について ※土木関係建設コンサルタント業務の場合 【注:「〇〇」は本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載】 ※測量業務の場合 【注:土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を、測量業務と記載】 ※地質調査業務の場合 【注:土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を、地質調査業務と記載】 評価対象年度について 【注:「〇・〇年度」等は、毎年8月1日で変更する】
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	過去4年間の業務の技術者表彰の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※	【全国的に運用する基準や計画策定、システム等に関する業務の場合、以下の通り記載する】 国土交通省及び内閣府・沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)で、過去4年間(令和〇年度(令和〇年度完了業務)～令和〇年度(令和〇年度完了業務))の優秀技術者表彰、若手優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験等について、下記の順位で評価する。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ①令和〇～〇年度における九州地方整備局の局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ②令和〇～〇年度における九州地方整備局の事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。 ・令和〇～〇年度地盤工学会表彰有り ・令和〇～〇年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰(西部支部技術賞)有り ・令和〇～〇年度土木学会西部支部表彰(西部支部奨励賞)有り。 ③上記以外の場合。	①～②について ※土木関係建設コンサルタント業務の場合 【注:「〇〇」は本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載】 ※測量業務の場合 【注:土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を、測量業務と記載】 ※地質調査業務の場合 【注:土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」を、地質調査業務と記載】 評価対象年度について 【注:「〇・〇年度」等は、毎年8月1日で変更する】
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	過去4年間の業務の技術者表彰の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※	下記の項目に該当する場合には指名しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・設計共同体により業務を実施する際に、下記に該当する場合 1)業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、又は、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 2)代表者以外の者が配置予定管理技術者等を配置している場合。 3)各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できていない場合。 4)各構成員が実施する分担業務(明確な必要となる場合に、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者として配置できない場合)。	【注:設計図書に照査技術者を定めない場合は、4)を削除する。】

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 ※評価対象期間に休業を取った場合には休業期間に応じて評価対象期間を延長する

総合評価落札方式（入札段階での技術審査・評価）標準型及び簡易型の場合 【予定技術者の経験及び能力】

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目 ※評価対象期間に休業を取得した場合には休業期間に応じて評価対象期間を延長する

(表 7-2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (入札段階での技術審査・評価) 標準型及び簡易型の場合 【実施方針・評価テーマ】

評価項目		評価の着眼点		判断基準
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	
	照査における具体の手法・工夫等	○	業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体の手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。	
	その他	◎	有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。ただし、別途費用が必要となる場合は提案として認めず、かつ評価しない。 【注：業務が高水流量観測の場合、文頭に「高水流量観測の実施体制・精度向上について、」を追記するものとする】	
		○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。	
評価テーマに対する技術提案 (※)	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高く、優れている場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	
	評価テーマ 1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性など【注：業務内容に応じ、適宜変更するものとする】の与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	
			◎ 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
			○ 事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。	
			○ 事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。	
		実現性	◎ 提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	
			◎ 提案内容を裏付ける内容が十分に示されており、優れている場合に優位に評価する。	
			○ 利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	
			○ 提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	
	評価テーマ 2	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	
			◎ 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
			○ 事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。	
			○ 事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。	
		実現性	◎ 提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	
			◎ 提案内容を裏付ける内容が十分に示されており、優れている場合に優位に評価する。	
			○ 利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	
			○ 提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

※ 標準型のみ設定(簡易型及び技術者評価重視型については設定しない)

3) 具体的な配点設定

配点設定は、「5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について（以下「配点の考え方」という）」のウェイトバランスに基づくこととする。

なお、「指名段階での技術評価」及び「入札段階での技術評価」について100点満点を基本とする。

簡易型の具体的な配点例を（表7-3）、標準型の具体的な配点例を（表7-4）に示すのでこれを参考に各評価項目の配点を設定するが、これらの配点例は、標準項目のみを設定した例であるため、追加項目を設定する際は、標準項目の配点を減じることにより100点満点となるよう調整を行うとともに、「配点の考え方」に基づくよう十分留意する。

各評価項目の評価については、業務成績の評価を除き3段階評価を行うことを原則とするが、必要な場合は5段階評価等を用いる。

以下に段階評価別の配点例を示す。

ケース		配点					
		100%	80%	60%	40%	20%	0%
2段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5					0
	ケース2(10点満点のケース)	10					0
3段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3			0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6			0
4段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3		1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6		2	0
5段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2		0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4		0
6段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2	1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4	2	0

尚、業務成績の評価においては下記によるものとする。

<技術者評価重視型以外>

点数帯	配点ウェイト (対満点比)	ケース1 (20点満点の ケース)	ケース2 (30点満点の ケース)
①80点以上	6/6	20	30
②79点以上80点未満	5/6	16.7	25
③78点以上79点未満	4/6	13.3	20
④77点以上78点未満	3/6	10.0	15
⑤76点以上77点未満	2/6	6.7	10
⑥75点以上76点未満	1/6	3.3	5
⑦60点以上75点未満	配点しない	0	0
60点未満	欠格	欠格	欠格

※ケース1、ケース2は配点例を示したもの

<技術者評価重視型>

点数帯	配点ウェイト (対満点比)
79点以上	1
78点以上～79点未満	0.95
77点以上～78点未満	0.90
76点以上～77点未満	0.85
75点以上～76点未満	0.70
74点以上～75点未満	0.55
73点以上～74点未満	0.35
72点以上～73点未満	0.20
71点以上～72点未満	0.10
70点以上～71点未満	0.05
60点以上～70点未満	0
60点未満	欠格

(表 7-3) 具体的な配点例【簡易型】

総合評価落札方式（簡易型）（指名段階での技術評価）

総合評価落札方式（簡易型）（指名段階での技術評価）					評価の着目点		配点/ウェイトの考え方	配点	ウェイト
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	◎	10%～15%	5	5%	
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎		5	5%	
		管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	○			0%	
		情報収集力	地域貢献度	過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	○			0%	
				ボランティア活動による表彰等の実績	○			0%	
		経営力	履行保証力	自己資本比率	○			0%	
			瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	○			0%	
			遵法性	過去の法の遵守状況	○			0%	
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去2年間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績	◎	25%～35%	30	30%	
				過去2年間の業務の業務表彰の有無	◎		5	5%	
小計							35%～50%	45	45%
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	15%～20%	10	10%	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	◎		10	10%	
				当該部門従事期間	○			0%	
				情報収集力	地域精通度		過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○	
		専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	◎		—	—	
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	◎	35%～45%	30	30%	
				過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	◎		5	5%	
小計							50%～65%	55	55%
業務実施体制	業務実施体制の妥当性				◎	—	—	—	
合計							100%	100	100%

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目 □：表彰の配点は固定

配点ウェイトの考え方

①企業の資格・実績等	10%~15%
②企業の成績・表彰	25%~35%
③技術者の資格・実績等	15%~20%
④技術者の成績・表彰	35%~45%
①+③ 資格・実績等	30%
②+④ 成績・表彰	70%

10%	OK
35%	OK
20%	OK
35%	OK
30%	OK
70%	OK

※上記、配点ウェイトの考え方に基づくよう配点を設定すること。

(表 7-3) 具体的な配点例【簡易型】

総合評価落札方式（簡易型）（入札段階での技術審査・評価）							設 定 例					
評価項目		評価の着眼点				評価ウェイト (1:1)	(1:1)					
		資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容		◎	配点	ウェイト				
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	◎	10	10%	20%			
					当該部門の従事期間	○		0%				
			情報収集力	地域精進度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○		0%				
			専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	○		0%				
			C P D		○		0%					
			担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	○			0%		
		専門技術力		業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	○		0%				
					当該部門の従事期間	○		0%				
		情報収集力		地域精進度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○		0%				
		専任性		専任性	手持ち業務金額及び件数	○		0%				
		C P D		○		0%						
		照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	○		0%				
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	○		0%				
					当該部門の従事期間	○		0%				
			情報収集力	地域精進度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○		0%				
			C P D		○		0%					
		予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	◎		25	25%	30%
過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	◎						5	5%				
担当技術者	専門技術力			業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	○		0%				
					過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○		0%				
照査技術者	専門技術力			業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	○		0%				
					過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○		0%				
					小計						50%	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度			目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。			◎	20	20%	50%		
	実施手順			業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。			◎	10	10%			
				業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。			◎	10	10%			
		業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体の手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。【注：照査技術者の配置を義務づける詳細（実施）設計について原則設定すること。なお、その他の設計についても必要に応じ設定可能とする】			○		0%					
		その他			◎	10	10%					
	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。			○		0%						
合計						100%	100	100%	100%			
◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 □:表彰の配点は固定												

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 □:表彰の配点は固定

配点ウェイトの考え方		
①技術者の資格・実績等	12.5%~25%	20% OK
②技術者の成績・表彰	25%~37.5%	30% OK
①+② 技術者の資格・実績等、成績・表彰	50%	50% OK
③実施方針	50%	50% OK
③ 実施方針	50%	50% OK

※上記、配点ウェイトの考え方に基づくよう配点を設定すること。

(表 7-4) 具体的な配点例【標準型】

総合評価落札方式（標準型）（指名段階での技術評価）

評価項目		評価の着目点					配点ウェートの考え方	配点	ウェート	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	◎	10%～15%	5	5%	10%	
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎		5	5%		
		管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	○			0%		
		情報収集力	地域貢献度	過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	○			0%		
				ボランティア活動による表彰等の実績	○			0%		
		経営力	履行保証力	自己資本比率	○			0%		
			瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	○			0%		
			遵法性	過去の法の遵守状況	○			0%		
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去2年間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績	◎	25%～35%	30	30%	35%	
				過去2年間の業務の業務表彰の有無	◎		5	5%		
小計							35%～50%	45	45%	45%
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	15%～20%	10	10%	20%	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	◎		10	10%		
				当該部門従事期間	○			0%		
				情報収集力	地域精通度		過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○		
		専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	◎		—	—		—
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	◎	35%～45%	30	30%	35%	
				過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	◎		5	5%		
小計							50%～65%	55	55%	55%
業務実施体制		業務実施体制の妥当性			◎	—	—	—	—	
合計							100%	100	100%	100%

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 □:表彰の配点は固定

配点ウェートの考え方

①企業の資格・実績等	10%～15%
②企業の成績・表彰	25%～35%
③技術者の資格・実績等	15%～20%
④技術者の成績・表彰	35%～45%
①+③ 資格・実績等	30%
②+④ 成績・表彰	70%

10%	OK
35%	OK
20%	OK
35%	OK
30%	OK
70%	OK

※上記、配点ウェートの考え方に基づくよう配点を設定すること。

(表 7-4) 具体的な配点例【標準型】

総合評価落札方式（標準型）（入札段階での技術審査・評価①）

評価項目				評価の着眼点		配点ウェイトの考え方 (1:3) (1:2)		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	5%~10%	10%~15%
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	◎		
					当該部門の従事期間	○		
				情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）		
			専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	○		
			C P D			○		
		担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	○		
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	○		
					当該部門の従事期間	○		
				情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）		
			専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	○		
			C P D			○		
		照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	○		
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	○		
					当該部門の従事期間	○		
	情報収集力			地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○		
	C P D			○				
	成績・表彰		管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	◎	
		過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）				◎		
		担当技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	○		
					過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○		
照査技術者		専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	○			
				過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○			
小計						25%	35%	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 □:表彰の配点は固定

設 定 例					
(1 : 3)			(1 : 2)		
配点	ウェート		配点	ウェート	
5	5%	10%	5	5%	12%
5	5%		7	7%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
12	12%	15%	20	20%	23%
3	3%		3	3%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
	0%			0%	
25	25%	25%	35	35%	35%

(表 7-4) 具体的な配点例【標準型】

総合評価落札方式（標準型）（入札段階での技術審査・評価①）

評価項目			評価の着眼点				配点ウェートの考え方 (1:3) (1:2)		(1:3)		(1:2)		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	5%~10%	10%~15%	配点	ウェート	配点	ウェート	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	◎	5			5%	5	5%		
				当該部門の従事期間	○								
				情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）			○				
		専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	○								
		C P D			○								
		担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	○							
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	○							
					当該部門の従事期間	○							
					情報収集力	地域精通度			過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○			
	専任性		専任性	手持ち業務金額及び件数	○								
	C P D			○									
	照査技術者		資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	○							
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	○							
					当該部門の従事期間	○							
					情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○					
		C P D			○								
		予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	◎	15%~20%	20%~25%	12	12%	20
	過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）				◎	3	3%	3			3%		
	担当技術者			専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	○				0%		0%
過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）						○		0%				0%	
照査技術者 <td>専門技術力</td> <td>業務執行技術力</td> <td>過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）</td> <td>○</td> <td></td> <td>0%</td> <td></td> <td>0%</td>						専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）			○		0%
過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）			○		0%		0%						
小計							25%	35%	25	25%	35	35%	

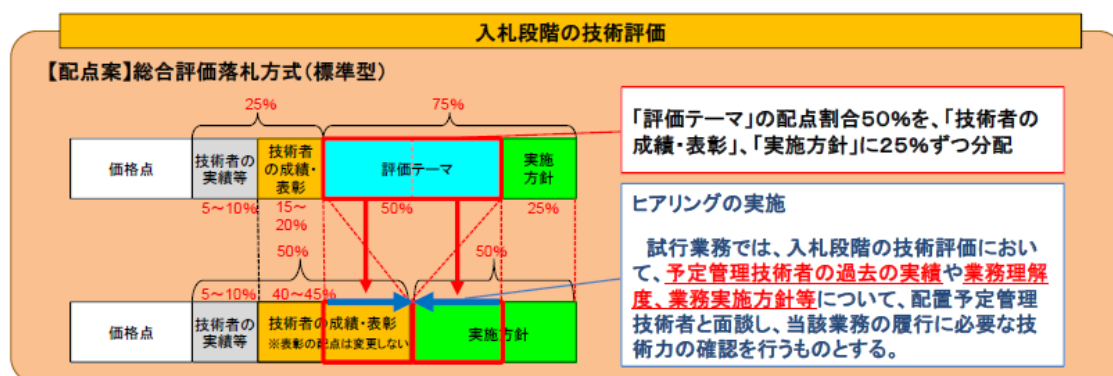
◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 □:表彰の配点は固定

4) 技術者評価重視型試行業務について

技術者評価重視型については、評価テーマを設定しない。

総合評価落札方式（標準型 1：3）における「評価テーマ」の配点 50%を「技術者の成績・表彰」「実施方針」に 25%ずつ分配している。（図 7－1 参照）

（図 7－1）



配点の考え方については、表 7－5 を原則とするが、業務内容に応じ適宜設定して良い。

なお、ヒアリングについては、必須とする。8. 総合評価落札方式における要件設定と審査について（1）10）④ヒアリングにより実施し、予定管理技術者の過去の実績や業務理解度、業務実施方針等について、当該業務の履行に必要な技術力の確認を行うものとする。

また、試行業務における対象業務は、以下のとおり。

【河川事業】

「築堤・護岸設計」

【道路事業】

「道路予備設計（用地幅決定）」「構造物予備設計（一般）」

「構造物詳細・補修設計（一般）」「道路詳細設計（一般）」

評価毎の着目点（判断基準）について（表 7－5）に、具体的な配点例を（表 7－6）に示す。

総合評価落札方式（指名段階での技術評価）技術者評価重視型の場合 **【企業の経験及び能力】**

◎: 原則として設定する項目 ○: 必要に応じて設定する項目

(表7-5) 評価項目毎の評価の着眼点(判断基準)

総合評価方式(指名段階での技術評価) 技術者評価重視型の場合				【予定管理技術者の経験及び能力】	
評価項目	評価の着眼点	評価の項目	判断基準	注意点	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等、その専門分野の内容	配置予定管理技術者等(調査業務及び設計業務においては「管理技術者」、調査業務及び地質調査業務においては、「主任技術者」をいう。以下同じ。)の資格を下記の順位で評価する。 記載する資格は1つとする。 【国土交通省技術者資格登録簿に該当しない業務の場合、下記のとおり記載する】 ①技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) 技術士 建設部門又は〇〇部門 博士(工学) 土木学会認定技術者(特別上級、上級) ②R C C M 地質調査技士 土木学会認定技術者(1級) コンクリート熟練士 土木測量熟練士 ③上記以外の場合。	①について 【注:「技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目)」の「〇〇」は、業務内容に応じ適宜設定。地質関係の業務の場合、建設部門関連科目又は応用学術部門関連科目と記載。】 【注:「技術士 建設部門又は〇〇部門」の「〇〇」は、業務内容に応じ適宜設定。地質関係の業務の場合、「建設部門又は応用学術部門」と記載。】 【注:「博士(工学)」は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り設定。地質調査業務については、理学、工学を追加すること。】 【注:「土木学会認定技術者(特別上級、上級)」は、土木関係分野の場合に設定。】 ②について 【注:「地質調査技士」は、地質調査業務の場合に追加。】 【注:「土木学会認定技術者(1級)」は、土木関係分野の場合に追加。】 【注:「コンクリート熟練士」は、コンクリート構造物の維持・修繕の場合に追加。】 【注:「土木測量熟練士」は、測量業務の場合に追加。】 【注:「測量業務における測量士は参加要件とし評価しない。」】 ③について 【注:「又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績」は、必要に応じ適宜設定。】 ④について 【注:「〇〇年度以降」は、毎年4月1日で変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】	
	専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①令和〇年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に關する研究実績がある ②令和〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 ③上記以外の場合。	①について 【注:「又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績」は、必要に応じ適宜設定。】 ②について 【注:「〇〇年度以降」は、毎年4月1日で変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】	
		当該部門従事期間 ※	下記の順位で評価する。 ①当該部門の従事期間が〇年以上 ②当該部門の従事期間が〇年未満	③について 【注:「又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績」は、必要に応じ適宜設定。】 ④について 【注:「〇〇年度以降」は、毎年4月1日で変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】	
	情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く) ※	過去10年間の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①令和〇年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績あり。 ②九州地方整備局管内における業務実績あり。 ③上記以外の場合。	⑤について 【注:「又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績」は、必要に応じ適宜設定。】 ⑥について 【注:「〇〇年度以降」は、毎年4月1日で変更する(4月1日以降公示業務から切り替え)】
専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	下記の項目に該当する場合は満点はしない。 ①公示日現在、又は契約締結の日の前日において、手持ち業務の件数が10件以上、又は、公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ②令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ③令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ④令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑤令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑥令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑦令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑧令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑨令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑩令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑪令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑫令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑬令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑭令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑮令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑯令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑰令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑱令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑲令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ⑳令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉑令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉒令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉓令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉔令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉕令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉖令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉗令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉘令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉙令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉚令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉛令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉜令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉝令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉞令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㉟令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊱令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊲令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊳令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊴令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊵令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊶令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊷令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊸令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊹令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊺令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊻令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊼令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊽令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊾令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。 ㊿令和〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において予算算入及び会計(昭和22年令第165号。以下「決会計」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で発注した業務(港湾空港関係を除く)がある場合は、手持ち業務量の契約総額を5億円以上から2.5億円以上、件数を10件以上から5件以上と読み替える。	【注:「公示日現在」は、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「令和〇〇年4月1日現在」と記載。】	
成績・表彰	専門技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府所轄総合事務局長建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の過去4年間(令和〇年度～令和〇年度)までに完了した業務のタリス平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 7.9点以上 ② 7.8点以上7.9点未満 ③ 7.7点以上7.8点未満 ④ 7.6点以上7.7点未満 ⑤ 7.5点以上7.6点未満 ⑥ 7.4点以上7.5点未満 ⑦ 7.3点以上7.4点未満 ⑧ 7.2点以上7.3点未満 ⑨ 7.1点以上7.2点未満 ⑩ 7.0点以上7.1点未満 ⑪ 6.9点未満 なお、「地方整備局委託業務等成績評価要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府所轄総合事務局長建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の業務実績があったが、業務成績を評価できない場合、又は評価通知を受けていないため業務成績を評価できない場合は加算点はない。	【注:「令和〇年度～令和〇年度」は、令和〇年度～令和〇年度(令和〇年度は1月1日より)とする。 令和〇年度～令和〇年度(令和〇年度は1月1日より		

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 ※評価対象期間に休業を取得した場合には休業期間に応じて評価対象期間を延長する

総合評価落札方式（入札段階での技術審査・評価）技術者評価重視型の場合 【予定技術者の経験及び能力】

※1. 国土交通省技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合に原則設定
※2. 調査技術者の配置を求める場合に原則設定

(表 7-5) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (入札段階での技術審査・評価) 技術者評価重視型の場合

【実施方針】

評価項目	評価の着眼点	
		判断基準
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎ 目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。
	実施手順	◎ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。
		◎ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。
	照査における具体の手法・工夫等	○ 業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体の手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。
	その他	◎ 有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。ただし、別途費用が必要となる場合は提案として認めず、かつ評価しない。
		○ 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表 7-6) 具体的な配点例【技術者評価重視型】

総合評価落札方式（標準型）（指名段階での技術評価）

評価項目		評価の着目点				配点ウェートの考え方		配点	ウェート
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	◎	10%～15%	5	5%	10%
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎		5	5%	
		管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	○			0%	
		情報収集力	地域貢献度	過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	○			0%	
				ボランティア活動による表彰等の実績	○			0%	
		経営力	履行保証力	自己資本比率	○			0%	
			瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	○			0%	
			遵法性	過去の法の遵守状況	○			0%	
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去2年間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績	◎	30	30%	35%	
				過去2年間の業務の業務表彰の有無	◎	5	5%		
小計						35%～50%	45	45%	45%
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	15%～20%	10	10%	20%
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	◎		10	10%	
				当該部門従事期間	○			0%	
				情報収集力	地域精通度		過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○	
		専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	◎		—	—	
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	◎	30	30%	35%	
				過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	◎	5	5%		
小計						50%～65%	55	55%	55%
業務実施体制		業務実施体制の妥当性			◎	—	—	—	—
合計						100%	100	100%	100%

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 □:表彰の配点は固定

設定例		
配点	ウェイト	
5	5%	10%
5	5%	
	0%	
	0%	
	0%	
	0%	
	0%	
30	30%	35%
5	5%	
45	45%	45%
10	10%	20%
10	10%	
	0%	
	0%	
—	—	—
30	30%	35%
5	5%	
55	55%	55%
—	—	—
100	100%	100%

配点ウェートの考え方

①企業の資格・実績等	10%～15%
②企業の成績・表彰	25%～35%
③技術者の資格・実績等	15%～20%
④技術者の成績・表彰	35%～45%
①+③ 資格・実績等	30%
②+④ 成績・表彰	70%

10%	OK
35%	OK
20%	OK
35%	OK
30%	OK
70%	OK

※上記、配点ウェートの考え方に基づくよう配点を設定すること。

(表 7-6) 具体的な配点例【技術者評価重視型】

総合評価落札方式（標準型）（入札段階での技術審査・評価①）

評価項目			評価の着眼点				配点ウェートの考え方		配点		ウェート	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	5%～10%	5	5%	10%		
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	◎		5	5%			
					当該部門の従事期間	○			0%			
					情報収集体	地域精進度		過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	○			0%
			専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	○			0%			
			C P D			○			0%			
		担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	○ (※1)			0%			
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容（照査技術者として従事した業務は除く）	—			0%			
					当該部門の従事期間	—			0%			
					情報収集体	地域精進度		過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	—			0%
			専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	—			0%			
			C P D			—			0%			
		照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	○ (※2)			0%			
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	—			0%			
					当該部門の従事期間	—			0%			
					情報収集体	地域精進度		過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	—			0%
			C P D			—			0%			
			成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力		過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	◎		5%～45%	35
	過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	◎						5	5%			
	担当技術者	専門技術力		業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）	—			0%			
					過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	—			0%			
					照査技術者	専門技術力		業務執行技術力	過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績（照査技術者として従事した業務は除く）			—
	過去4年間の業務の技術者表彰の有無（照査技術者として従事した業務は除く）	—							0%			
小計							50%	50	50%	50%		

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目 □:表彰の配点は固定

※1. 国土交通省技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合に原則設定

※2. 照査技術者の配置を求める場合に原則設定

設定例		
配点	ウェイト	
5	5%	10%
5	5%	
	0%	
	0%	
	0%	
	0%	
	0%	
	0%	
	0%	
	0%	
	0%	
	0%	
35	35%	40%
5	5%	
	0%	
	0%	
	0%	
	0%	
50	50%	50%

(表 7-6) 具体的な配点例【技術者評価重視型】

総合評価落札方式（標準型）（入札段階での技術審査・評価②）

評価項目		評価の着眼点		配点・ウェイトの考え方		(1:3)		
		配点	ウェイト					
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	◎	50%	20	20%	50%	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	◎		10	10%		
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	◎		10	10%		
			業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体的な手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。 【注：照査技術者の配置を義務づける詳細（実施）設計について原則設定すること。なお、その他の設計についても必要に応じ設定可能とする】		○			0%
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。 ただし、別途費用が必要となる場合は提案として認めず、かつ評価しない。	◎		10	10%		
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。	○			0%		
小計（実施方針＋評価テーマ）				50%	50	50%	50%	
合計				100%	100	100%	100%	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

配点ウェイトの考え方		
①技術者の資格・実績等	5%～10%	
②技術者の成績・表彰	40%～45%	
①＋② 技術者の資格・実績等、成績・表彰	50%	
③実施方針	50%	

10%	OK
40%	OK
50%	OK
50%	OK

※上記、配点ウェイトの考え方に基づくよう配点を設定すること。

5) 担い手育成型試行業務について

担い手育成型試行業務は、平成27年度から試行開始した「女性技術者配置型」「女性技術者評価型」「若手技術者配置型」を集約・統合した試行モデルであり下記の特徴を有する。

なお、担い手育成型試行業務の対象業務は、総合評価落札方式の対象全般とする。

①参加資格要件

- ・管理（主任）技術者に若手技術者若しくは女性技術者を配置し、かつ管理（主任）補助技術者を配置できること

※若手技術者とは、公示日現在で「45歳未満」の技術者とする

※管理（主任）補助技術者とは、管理技術者に求められる資格及び実績等を有し、管理（主任）技術者をサポートする技術者であり、年齢制限は設けない。なお、業務実施体制上は担当技術者を兼ねるものとする（テクリス実績の登録においては担当技術者として登録する）

②技術者評価

＜管理（主任）技術者＞

- ・技術者資格及び業務実績（同種・類似）の有無のみ確認し、点数評価は行わない

＜管理（主任）補助技術者＞

- ・資格及び実績等を点数評価するが、業務成績は評価項目としない
- ・表彰実績の評価においては、評価対象期間を問わないものとするが表彰実績が記載されている資料の写しがあるものに限る
- ・局長表彰、部長・事務所長表彰は業種区分（土木コン、測量、地質調査）の設定は行うが、業務分野（河川、道路、公園、機械、電気通信）の設定は行わない

③技術提案

求める技術提案は下記のとおりとする

○実施方針（※通常の総合評価落札方式と同様）

○評価テーマ（固定テーマを設定）

固定テーマ：人材育成及び働きやすい職場環境等の取り組みについて

なお、上記に記載していない参加資格要件や評価項目の詳細については（表7-7）に基づき、業務内容、業務を遂行するにあたり必要とされる技術力等を十分に検討のうえ、適切に設定するものとする。

(表 7-7)

担い手育成型試行業務における資格要件・評価項目の標準的な設定例

要件		参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項	
基本要件	予決令及び会計令	◎	—	—		
	競争参加資格	◎	—	—		
	指名停止	◎	—	—		
	入札参加者間の関係	◎	—	—	入札参加者間で資本・人事面での関係が無いこと	
	暴力団排除	◎	—	—		
	女性若しくは若手技術者の配置 (管理(主任)技術者)	◎	—	—		
	管理(主任)技術者の配置	◎	—	—		
企業	登録状況	土木建設コンサル	—	◎	—	建設コンサルタント登録の有無等
		地質調査	—	◎	—	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	—	—	測量業者登録の有無等
	業務実績	◎	◎	—		
	当該地整常駐技術者数	—	○	—		
	地域貢献度	災害協定等活動実績	—	○	—	災害協定等に基づく活動実績
		ボランティア活動表彰	—	○	—	ボランティア活動による表彰等の実績
	自己資本比率	—	○	—		
	瑕疵担保力	—	○	—		
	法令の遵守状況	—	○	—		
	業務成績	—	◎	—		
	表彰の有無	—	◎	—		
	業務拠点(企業の所在地)	○	—	—	効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる	
	中立・公平性	○	—	—	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
管理技術者	技術者資格	◎	◎	—	要件を満たしている事を確認するが、点数評価はしない。	
	業務実績	◎	◎	—		
	地域精通度	—	—	—		
	業務成績	—	—	—		
	表彰の有無	—	—	—		
	当該部門従事期間	—	—	—		
	手持ち業務量	◎	◎	—		
管理補助技術者	CPDの取得状況	—	—	—	業務成績は、評価項目に設定しない。	
	技術者資格	◎	◎	◎		
	業務実績	◎	◎	◎		
	地域精通度	—	○	○		
	業務成績	—	—	—		
	表彰の有無	—	◎	◎		
	当該部門従事期間	—	○	○		
照査技術者	手持ち業務量	◎	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。	
	CPDの取得状況	—	—	○		
	技術者資格	—	○	○		
	業務実績	—	○	○		
	地域精通度	—	—	○		
	業務成績	—	—	—		
	表彰の有無	—	—	○		
当該部門従事期間	—	—	○			
CPDの取得状況	—	—	○			
実施体制(再委託等)		◎	◎	—		
実施方針		—	—	◎	ヒアリングを実施した場合結果を反映させる。	
評価テーマに対する提案		—	—	◎	「人材育成及び働きやすい職場環境等の取り組みについて」を設定する。	

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

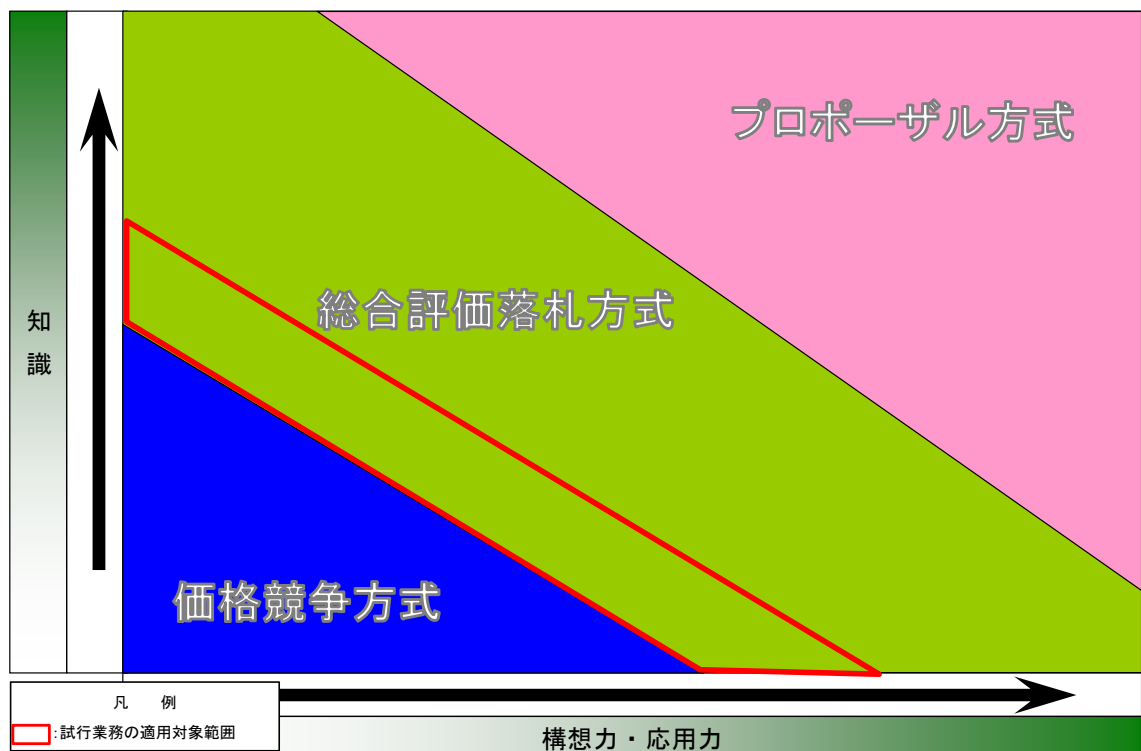
6) 技術提案チャレンジ型試行業務について

技術提案チャレンジ型試行業務は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（以下、「国土交通省」という。）の受注実績のない者（又は少ない者）も同等に競争への参加が可能となる機会を確保するもので、『総合評価落札方式（難易度の低いものに限る）』を試行の適用対象とする。

適用対象範囲のイメージを下記に示すが、適用対象の範囲は業務を遂行するにあたり必要とされる技術力等を十分に考慮した上で、発注担当課において適切に判断するものとする。

契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式）とする。

地域要件（企業の所在地）の設定にあたっては、地場企業の受注機会拡大を図るため可能な限り同種・類似業務の実績要件を緩和し、局地的な設定（例「〇〇県内」「〇〇事務所管内」等）に努めること。



また、国土交通省等の受注実績がないことにより、加点されなかった企業（業務成績）並びに配置予定技術者の評価項目（「業務成績」「表彰」）は評価項目としない。

また、九州地方整備局発注業務の受注実績がない企業の競争参加意欲向上を目的として、実績がない（少ない）企業を優位に評価する「受注（契約）実績」を評価する。

業務を実施するにあたり、品質確保の観点で「工程計画」「安全対策」又は「品質確保」について、技術提案書への記載を求める。

以下に評価項目及び配点例を示す。

評価項目		評価内容	評価基準	配点例	
				土木工、地質	測量
企業	技術部門登録	建設コンサルタント登録規定に基づく登録がある機関。または、公益法人、独立行政法人、＜中略＞と同等と認められる機関	①登録有り ②登録無し	5 0	
	業務実績	過去10年間の同種又は類似実績	①同種業務の実績有り ②類似業務の実績有り ③実績無し	10 6 参加資格無し	10 6 参加資格無し
	地域貢献度	過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	①当該地域での災害協定等に基づく活動実績有り ②九州地方整備局の管轄区域での災害協定等に基づく活動実績有り ③実績無し	5 3 0	10 6 0
	受注(契約)実績	九州地方整備局発注業務の過去の受注実績	①過去5ヶ年度及び当該年度の実績無し ②過去4ヶ年度及び当該年度の実績無し ③過去3ヶ年度及び当該年度の実績無し ④過去2ヶ年度及び当該年度の実績無し ⑤過去2ヶ年度及び当該年度の実績有り	10 8 6 4 0	10 8 6 4 0
技術者	技術者資格	技術者の保有資格	①技術士 総合技術監理部門（〇〇部門関連科目） 技術士 〇〇部門 ②国土交通省登録技術者資格 ③RCCM（②を除く） ④無し	10 6 2 参加資格無し	
	業務実績	過去10年間の同種又は類似実績	①同種業務の実績有り ②類似業務の実績有り ③実績無し	10 6 参加資格無し	10 6 参加資格無し
	地域精通度	過去10年間の当該事務所・周辺での業務実績	①事務所管内における業務実績有り ②九州地方整備局管内における業務実績有り ③無し	10 6 0	20 12 0
実施方針	工程計画、安全対策、品質確保	当該業務を履行する上で配慮すべき事項として、「工程計画」「安全対策」「品質確保」のうち2項目を定めて評価する。それぞれ、「可」「不可」の2段階評価を行い、2つの評価の合計点とする なお、2項目とも「不可」だった場合、参加資格無しとする		40	40
合 計				100	100

「受注（契約）実績」の評価において、受注実績ありとは、履行期限に関わらず契約した年度を基準として評価する。以下に評価例を示す。

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (当該年度)	評価
実績有り		過去5ヶ年度実績無し				当該年度実績無し	①過去5ヶ年度及び当該年度の実績無し
	実績有り		過去4ヶ年度実績無し			当該年度実績無し	②過去4ヶ年度及び当該年度の実績無し
		実績有り	過去3ヶ年度実績無し			当該年度実績無し	③過去3ヶ年度及び当該年度の実績無し
			実績有り	過去2ヶ年度実績無し		当該年度実績無し	④過去2ヶ年度及び当該年度の実績無し
				実績有り		当該年度実績無し	⑤過去2ヶ年度及び当該年度の実績有り
					実績有り	当該年度実績無し	
					実績有り		

7) 一括審査方式の試行について

総合評価落札方式であって、同一内容の業務で同時期に発注が予定されている複数の業務に限り、受発注者双方の事務負担の軽減を図ることを目的とした本試行を実施する。

なお、発注段階における留意点として、本試行は複数業務において共通の技術提案書の提出を受け、一括して審査を実施するものであることから、求める技術提案書の内容、受注後において発生する技術提案書の履行義務等を考慮した上で活用を検討すること。

本試行において、複数業務に入札して、落札決定通知を受けた場合は、それ以降に開札される業務の入札は無効とする。

業務 割り当て順位	①業務 1番目	②業務 2番目
	評価点順位	評価点順位
業者 A	落札決定 1位	無効
業者 B	未提出	落札決定 1位
業者 C	2位	2位
業者 D	3位	未提出
業者 E	4位	3位

※順位づけの後、評価値の最上位の者から落札決定する。

※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる。

○複数業務に参加表明書を提出する場合の取り扱い

複数の業務に参加を希望する場合は、同一の配置予定技術者・業務実績等とし、業務番号の最も早い業務に参加表明書（様式－１）と確認資料を含む全て資料を添付して提出するものとする。その他の参加を希望する業務においては、参加表明書（様式－１）のみ提出し、それ以外の添付資料を省略するものとする。

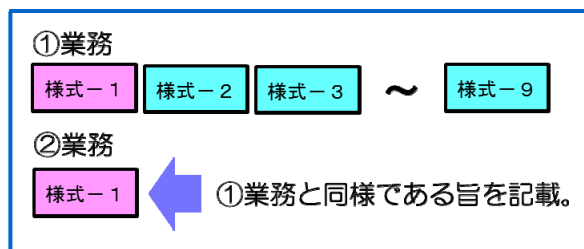
以下に、複数の業務へ参加表明書を提出する場合の参考例を示す。

有効な事例

■ ①業務、②業務全てに参加を希望する場合。

- ①業務については「参加表明書」（様式－１）の他必要な提出資料を添付する。
- ②業務については「参加表明書」（様式－１）のみを提出し、「参加表明書」（様式－１）には、本業務と同時に公示されている①業務の資料と同様である旨を記載する。
※「参加表明書」（様式－１）を提出するにあたって、同様式２頁目の“参加を希望する業務一覧”について記載漏れがないか確認すること。

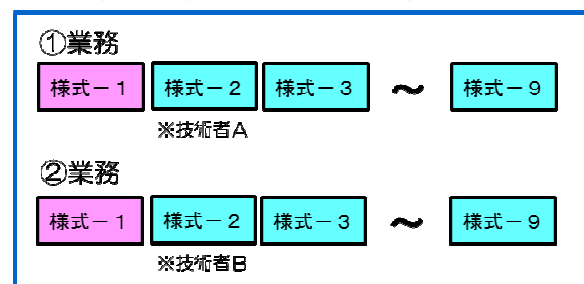
- ・ ２業務すべてに参加を希望する場合



無効となる事例

■ ①業務、②業務に対して別々の内容の提出資料（配置予定技術者、業務実績等）で提出を行った場合、無効となる。

- ・ 無効となる事例（①業務、②業務それぞれに別の配置予定技術者を記載）



○複数業務に技術提案書を提出する場合の取り扱い

複数の業務に指名された場合に技術提案書を提出する場合は、業務番号の最も早いものに技術提案書（鏡）と実施方針、評価テーマに対する技術提案等の資料一式を添付し、その他の業務においては、技術提案書（鏡）以外の資料を省略するものとする。

なお、複数の業務に対して提出された共通する技術提案書は、全ての業務に対して履行義務が生じるため、特定の業務のみに限定して適用されるべき内容（手法、手順等）については評価の対象としない。

また、何れか1件の業務に指名され技術提案書を提出する場合であっても、複数業務へ技術提案書を提出している企業との評価の公平性を確保するため、技術提案書の評価においては、上記に準じるものとする。

以下に、複数の業務へ技術提案書を提出する場合の参考例を示す。

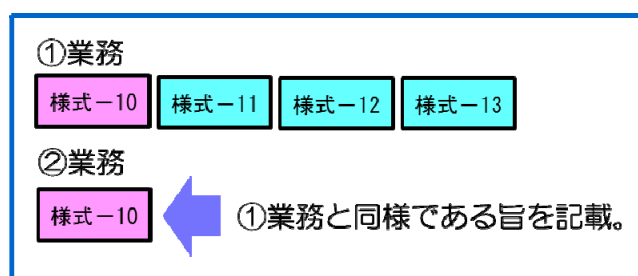
以下は①業務、②業務の2件の業務が同時に公示され、複数の業務に指名された場合の、「技術提案資料」等を提出するケースでの具体事例である。

有効な事例

■ ①業務、②業務全てに対して技術提案資料等を提出する場合。

- ①業務については「技術提案書」（様式-10）の他必要な資料を添付する。
- ②業務については「技術提案書」（様式-10）のみを提出し、「技術提案書」（様式-10）には、本業務と同時に公示されている①業務の資料と同様である旨を記載する。

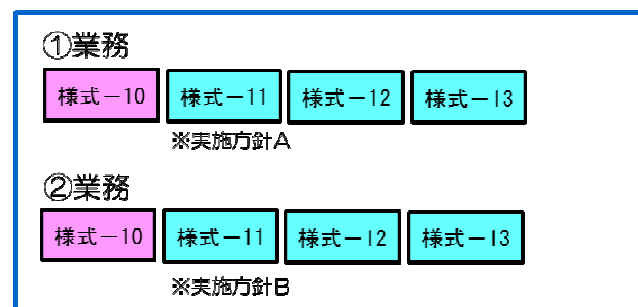
- ・2業務すべてに技術提案を行う場合



無効となる事例

■ ①業務、②業務に対して別々の技術提案資料等（様式-11～13）を提出した場合、無効となる。

- ・無効となる事例（①業務、②業務それぞれに異なった内容の実施方針を記載）



8) 総合評価落札方式（簡易型ショート版試行業務）について

簡易型ショート版試行業務は、発注形式のうち実施件数が多い「総合評価落札方式（簡易型）」について、調達期間の短縮及び技術提案書の簡素化を図るためのものであり、下記の特徴を有する。

① スケジュール・選定方法等

- ・参加表明書と技術提案の同時提出を求める。技術提案の評価は「企業＋技術者」上位10者のみとする。
- ・入札は「企業＋技術者＋技術提案」の技術評価点と価格で応札者を決定する。

② 技術提案の簡素化

- ・技術提案に文字数制限を設ける。
字数は600字以内とし、A4版1枚、図表や写真は添付不可とする。
- ・求める技術提案は以下とする。

○業務実施にかかる留意点（発注者で設定）

【設定例：下記を基本とする】

設計業務「成果品の更なる品質確保に向けた提案」

測量業務「現場作業に関する留意点」

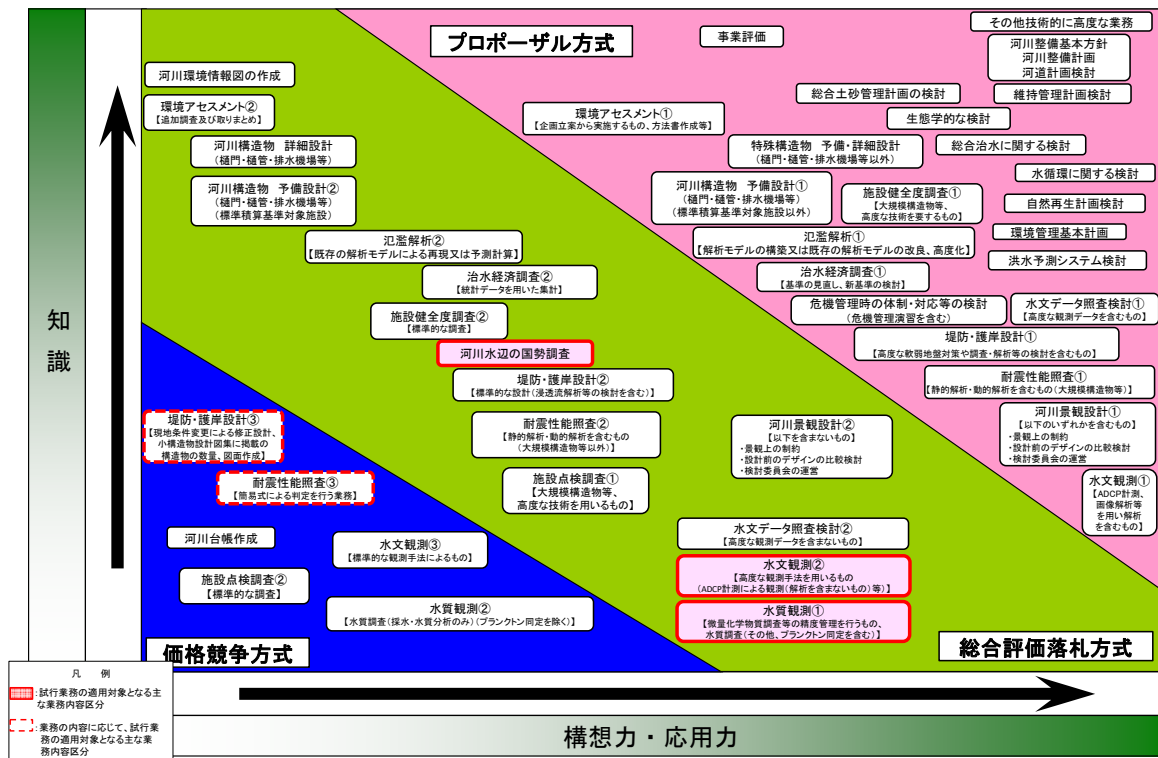
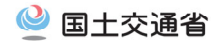
地質調査業務「現場作業に関する留意点」

- ・評価方法は優・良・可・不可の4段階評価とし、不可は技術提案書を無効とし、入札を無効とする。

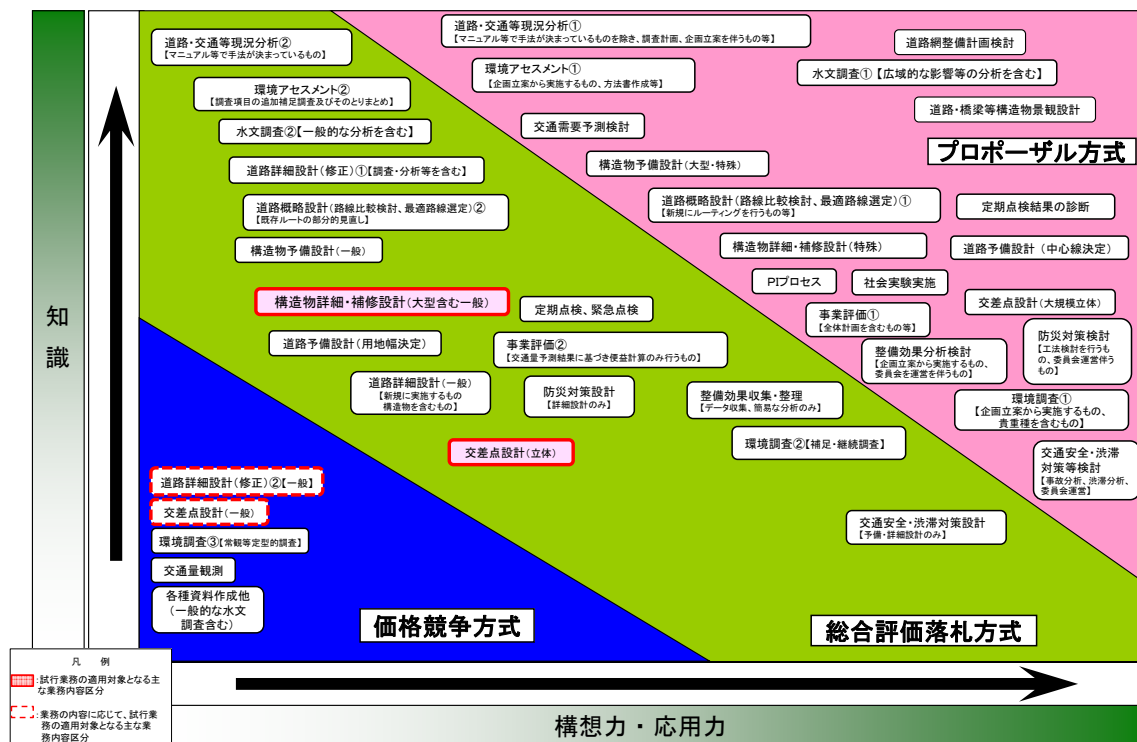
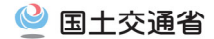
また、上記に記載していない参加資格要件や評価項目の詳細については（表7－8）に基づき、業務内容、業務を遂行するにあたり必要とされる技術力等を十分に検討のうえ、適切に設定するものとする。

なお、文字数制限により技術提案に影響が生じる恐れのある業務については適用しないものとする。

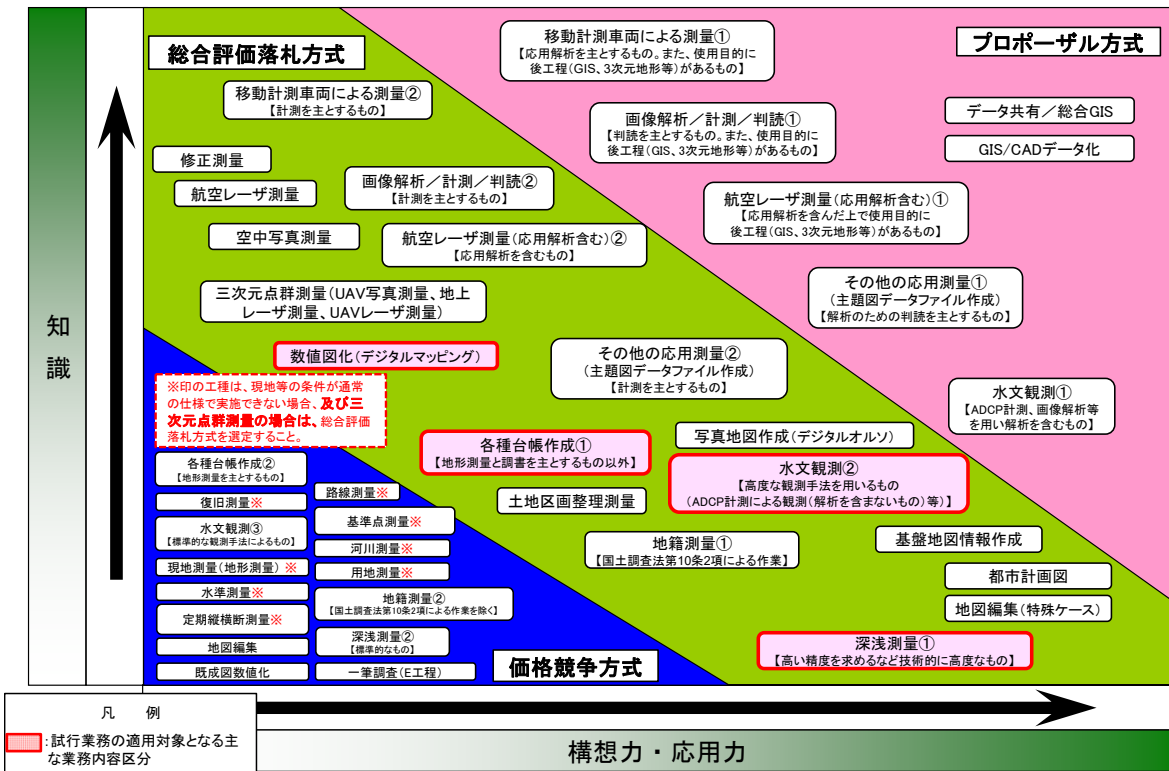
試行業務(簡易型ショート版) 適用対象範囲【河川関係業務】



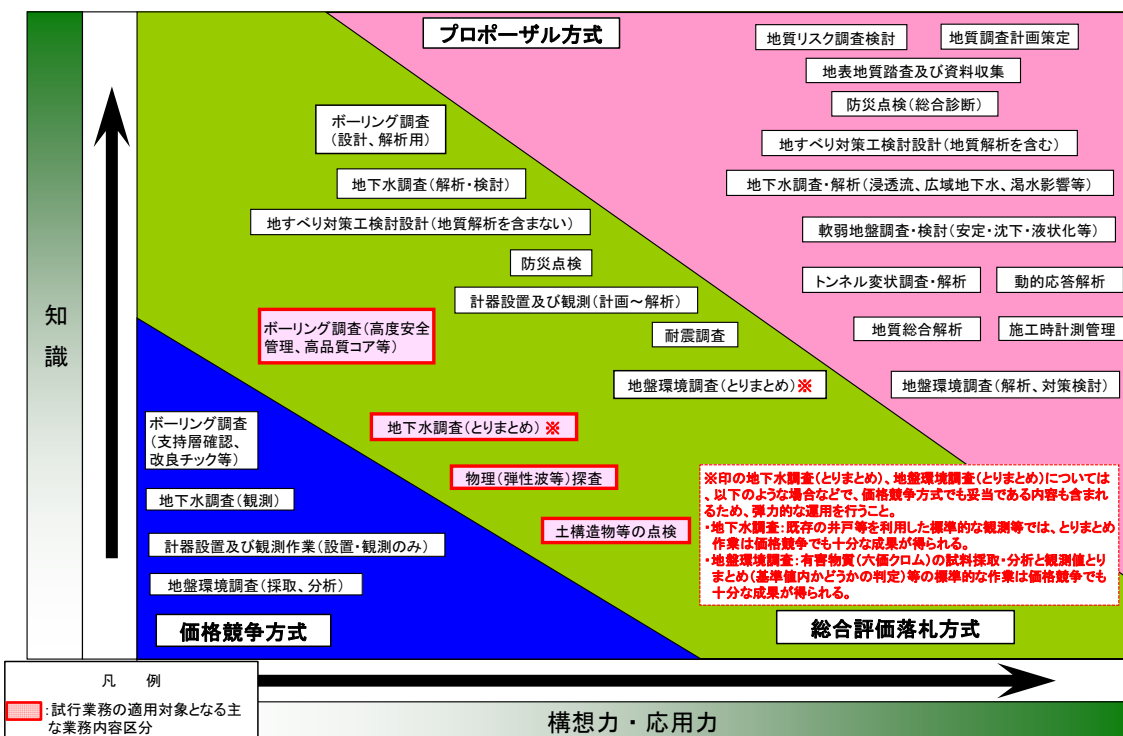
試行業務(簡易型ショート版) 適用対象範囲【道路関係業務】



試行業務(簡易型ショート版) 適用対象範囲【測量関係業務】



試行業務(簡易型ショート版) 適用対象範囲【地質関係業務】



(表 7-8)

総合評価落札方式(簡易型ショート版)試行業務における資格要件・評価項目の標準的な設定例

要件			参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項
基本要件	予決令及び会計令		◎	—	—	
	競争参加資格		◎	—	—	
	指名停止		◎	—	—	
	入札参加者間の関係		◎	—	—	入札参加者間で資本・人事面での関係が無いこと
	暴力団排除		◎	—	—	
企業	登録状況	土木建設コンサル	—	◎		建設コンサルタント登録の有無等
		地質調査	—	◎		地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	—		測量業者登録の有無等
	業務実績		◎	◎		
	当該地整常駐技術者数		—	○		
	地域貢献度	災害協定等活動実績	—	○		災害協定等に基づく活動実績
		ボランティア活動表彰	—	○		ボランティア活動による表彰等の実績
	自己資本比率		—	○		
	瑕疵担保力		—	○		
	法令の遵守状況		—	○		
	業務成績		—	◎		
	表彰の有無		—	◎		
	業務拠点(企業の所在地)		○	—		効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる
中立・公平性		○	—		他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
管理技術者	技術者資格		◎	◎	◎	
	業務実績		◎	◎	◎	
	地域精通度		—	○	○	地域精通度により成果の品質向上が期待できる場合に設定する
	業務成績		—	◎	◎	
	表彰の有無		—	◎	◎	
	当該部門従事期間		—	○	○	
	手持ち業務量		◎	◎	○	
	CPDの取得状況		—	—	○	
担当技術者	技術者資格		—	—	○	担当技術者は、必要に応じて評価項目として設定する。(標準的には設定しない) なお、設定した際の担当技術者の提案は1名を基本とするが、業務を短期間で遂行する場合など業務実施の迅速性(組織力)を強く求める場合は、3名までの提案による「加算値」での評価を行う。
	業務実績		—	—	○	
	地域精通度		—	—	○	
	業務成績		—	—	○	
	表彰の有無		—	—	○	
	当該部門従事期間		—	—	○	
	手持ち業務量		—	—	○	
	CPDの取得状況		—	—	○	
照査技術者	技術者資格		○	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。
	業務実績		○	○	○	
	地域精通度		—	—	○	
	業務成績		○	○	○	
	表彰の有無		—	—	○	
	当該部門従事期間		—	—	○	
	CPDの取得状況		—	—	○	
実施体制(再委託等)			◎	◎	—	
業務実施にかかる留意点			—	—	◎	

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

9) 総合評価落札方式（技術提案簡素化型試行業務）について

技術提案簡素化型試行業務は、プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型・簡易型）における技術提案書の作成及び審査を簡素化するため、文字数制限を設けるものである。詳細は下記のとおりである。

① 実施方針（標準型・簡易型）

- ・文字部分と図表部分（実施フロー・工程表）のA4版2枚構成とする。
- ・文字部分の文字数は1200字以内とし、図表部分は実施フロー・工程表のみ記載するものとする。

② 評価テーマ（標準型）

- ・文字部分はA4版1枚とし、参考資料として図表部分A4版1枚添付することができるものとする。
- ・文字部分の文字数は1500字以内とする。図表部分は参考資料であり、評価の対象としない。
- ・評価テーマの評価方法については以下のとおりとする。

総合評価落札方式（技術提案簡素化型）入札段階での技術審査・評価【評価テーマ】

総合評価ポイント【技術提案簡素化型／人材稼働での技術普及・評価】			評価の着眼点	
評価項目			判断基準	
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高く、優れている場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。
	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などを踏まえて着眼点、問題点、解決方法等が記載されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
			○	事業の重要度を考慮した提案であり、優れている場合に優位に評価する。
			○	事業の難易度に相応しい提案であり、優れている場合に優位に評価する。
		実現性	◎	業務実績などを例示するなど、提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。
		○	利用しようとする技術基準、資料が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	
		○	提案内容によって想定される事業費が適切であり、優れている場合に優位に評価する。	
	評価テーマ2		〃	〃

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

なお、業務内容などにより文字数制限が馴染まない業務については、従来の発注方式にて対応するものとする。

※配点ウェイトについて（総合評価（簡易型）のみ）

簡易型について、従来は予定技術者評価と技術提案評価の配点比率を50：50としているところであるが、技術提案評価に重みを置いた技術評価点とするため、予定技術者評価と技術提案評価の配点比率を40：60とする。（令和3年8月から適用済）

10) 総合評価落札方式（地域特性重視型試行業務）について

地域特性重視型試行業務は、総合評価落札方式（標準型）及び比較的難易度の高くないプロポーザル方式で発注する業務のうち、「地域特性を踏まえた検討」が適切に行われることにより業務成果の品質向上や後工程への引き継ぎの円滑化を図るものである。詳細は下記のとおりである。

① 参加資格要件

- ・ 地域要件（企業の所在地）を設定すること
- ・ なお、競争性（参加可能者数が10者程度以上）を確保すること

② 技術者評価

- ・ 地域精通度の評価項目を指名段階及び入札段階で設定すること

③ 技術提案

求める技術提案は下記のとおりとする

○実施方針（通常の実総合評価落札方式と同様）

○評価テーマ

評価テーマは1つとする。下記例を参照し、業務内容に応じた評価テーマを設定すること

地域特性を踏まえた検討が必要な業務と評価テーマの例

業務の例	業務内容(例)
現地作業が必要となる業務	・ 現場作業において、地域住民への配慮、関係行政機関との調整が必要となる業務 河川・道路)○○調査業務、○○利用状況調査、○○台帳作成業務、被災状況調査 河川)○○水系流量観測業務(洪水痕跡調査) (評価テーマ)各調査箇所における、現道交通への影響を最小限とする時期を考慮した調査計画について
地域課題を踏まえた対策検討が必要となる業務	・ 渋滞対策、事故対策等、地域課題を踏まえた検討が必要となる業務 道路)○○渋滞対策検討業務、○○交通安全対策検討業務 (評価テーマ例)○○交差点～○○交差点間における交通事故対策検討について、季節や時間帯で生じる危険性とそれに対する対応案について
地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務	・ 防災・構造物点検、自然条件等、地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務 河川・道路)○○防災点検業務、○○構造物点検業務、○○リスク検討業務 (評価テーマ例)○○出張所管内における構造物の点検について、構造物の劣化原因を的確にとらえるために必要な点検手法について
地元及び関係行政機関等との協議・調整が必要となる業務	・ 計画や設計にあたり、地元及び関係行政機関等との協議・調整を適切に行うことにより、成果品の品質や、後工程への引き継ぎの改善につながる業務 河川・道路)○○設計業務、○○協議会資料作成業務、○○施工計画検討業務、 (評価テーマ例)事業進捗に対応する、地域の現道交通に配慮した施工計画や工程計画を行うに当たっての検討手法について
地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務	・ 事業の計画・評価において、地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務 河川・道路)○○利活用検討業務、○○地域連携調査業務、○○効果整理業務 (評価テーマ例)新規スマートIC検討箇所の整備効果の検討を行う上での留意点について

1 1) 総合評価落札方式（組合せ評価型試行業務）について

組合せ評価型試行業務は、総合評価落札方式（標準型・簡易型）及びプロポーザル方式で発注する業務のうち、管理技術者及び担当技術者※の資格要件において、技術士等の資格に、該当業務に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」を組合わせて加点を行うことで業務の品質向上を図るものである。詳細は下記のとおりである。

※担当技術者に資格を求める場合に限る。

①技術者評価

- ・入札段階の技術者資格等の評価項目において、何れかの資格と国土交通省登録資格を組み合わせた場合、優位に評価する。
- ・なお、指名段階においては、通常の総合評価落札方式と同様とする。

配点例（入札段階）

※指名段階では適用しない ※資格要件に国土交通省登録資格を求めるもの

配置予定技術者の経験及び能力(管理技術者、担当技術者)	資格要件	技術者資格等	配置予定技術者の資格を下記の順位で評価する。	組合せの順位※
			①技術士 ②国土交通省登録資格（施設分野・業務）※ 1 (RCCM、土木学会認定技術者以外) 2 (RCCM、土木学会認定技術者) ③上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）	1) ①+②1 2) ① 3) ②2+②1 4) ②1 または②2 5) ③
			※管理技術者の場合は管理技術者を対象とする国土交通省登録資格とする。	
			※担当技術者の場合は担当技術者を対象とする国土交通省登録資格とする。	

国土交通省登録資格との組合せ評価の試行 配点例（管理技術者の例）

	組合せ加点無し		組合せ加点有り(試行)				配点のウェイト (配点の満点に下記を乗する)	備考
	資格	技術評価時		資格	技術評価時			
プロポーザル方式			1) ①+② 1	技術士等と国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者以外)	4	1		
	① 技術士等	4	2) ①	技術士等	2.5	0.625		
			3) ② 2+② 1	国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者) と国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者以外)	2	0.5		
	② 国土交通省登録資格	2.4	4) ② 1	国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者以外)	1.5	0.375	② 1 又は ② 2	
			② 2	国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者)				
	③ RCCM等 (②に該当するものを除く)	0.8	5) ③	RCCM等 (② 2に該当するものを除く)	0.5	0.125		
	④ 上記以外の場合	特定しない	6) ④	上記以外の場合	特定しない	—		
総合評価落札方式			1) ①+② 1	技術士等と国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者以外)	5	1		
標準型	① 技術士等	5	2) ①	技術士等	4	0.625		
			3) ② 2+② 1	国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者) と国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者以外)	3	0.5		
	② 国土交通省登録資格	3	4) ② 1	国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者以外)	2	0.375	② 1 又は ② 2	
			② 2	国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者)				
	③ RCCM等 (②に該当するものを除く)	1	5) ③	RCCM等 (② 2に該当するものを除く)	1	0.125		
	④ 上記以外の場合	指名しない	6) ④	上記以外の場合	指名しない	—		
簡易型			1) ①+② 1	技術士等と国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者以外)	10	1		
	① 技術士等	10	2) ①	技術士等	6	0.625		
			3) ② 2+② 1	国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者) と国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者以外)	5	0.5		
	② 国土交通省登録資格	6	4) ② 1	国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者以外)	4	0.375	② 1 又は ② 2	
			② 2	国土交通省登録資格 (RCCM、土木学会認定技術者)				
	③ RCCM等 (②に該当するものを除く)	2	5) ③	RCCM等 (② 2に該当するものを除く)	1	0.125		
	④ 上記以外の場合	指名しない	6) ④	上記以外の場合	指名しない	—		

1 2) 特に留意する事項

以下の事項について十分留意し、要件設定と審査を適切に実施する。

①地域要件の設定について

地域要件（企業の所在地）について、下記の 1)、2)、3) の条件をともに満たす場合に参加資格要件として設定を可能とする。

- 1) 業務遂行において、地元協議、打合せ等で地域要件を設定した方が効率的である。
- 2) 地域要件を設定しても十分な成果が得られる。
- 3) 地域要件を設定しても競争性（※）が確保されている。

※参加可能者数が 10 者程度以上

地域貢献度は、業務特性を踏まえ企業の評価における指名段階での評価項目として設定を可能とする。また、地域精通度については、業務特性を踏まえ、技術者の評価における指名段階及び入札段階での評価項目として設定を可能とする。

なお、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用する。

②業務実績に関する要件

同種及び類似業務の設定にあたっては、下記のとおりとする。

なお、過去の研究実績については調査研究を行う業務などについて適宜設定する。

- 1) できるだけ一般的かつ具体的な表現とするとともに、当該業務の円滑な遂行と業務成果の品質確保に必要な条件を適切に設定する。
- 2) 同種及び類似業務は、必ず設定するものとする。
なお、同種及び類似業務において、その実績がある者があわせて 20 者程度以上（地域要件設定時は 10 者程度以上）確認できるものとする。（特殊な業務は、この限りではない。）
- 3) 業務実績の対象年は、企業、技術者ともに過去 10 ヶ年を基本とする。

③建設コンサルタント登録等の評価について

選定段階において、建設コンサルタント登録規定に基づく部門登録の評価を行うこととするが、その際、業務内容を踏まえ適切な部門を網羅し設定する。

④技術提案書の評価（ヒアリング含む）について

実施方針、評価テーマの評価（ヒアリング含む）については、3 人で行うものとし、評価者の評価点を単純平均し、その結果を少数第 2 位で四捨五入し、少数第 1 位止めとした値とする。

ヒアリングは単独の評価項目とせず、ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を、「実施方針等」及び「評価テーマ」の評価に反映させる。

その他のヒアリングにおける留意点は以下のとおりとする。

1) ヒアリング実施者(発注者側)は3名とし、事務所発注業務においては専門官以上、本局においては課長補佐(建設専門官)以上の役職を基本とする。

2) **ヒアリング対象者**は、予定管理(主任)技術者とする。

設計共同体に対するヒアリングを実施する場合も同様とする。

⑤ヒアリングの省略

総合評価落札方式(簡易型及び標準型)での、ヒアリングは省略可とする。ただし、業務内容によって、ヒアリングを実施することを妨げるものではない。

⑥評価テーマの設定について

評価テーマの設定にあたっては、業務内容に応じ参加者の技術力等を適切に評価できるようものとなるよう留意する。

なお、参考資料に評価テーマ設定例を示す。

⑦CPD(継続教育)の評価について

総合評価落札方式では、技術力を必要とする業務について積極的にCPD評価項目を設定する。

評価においては、プロポーザル方式における「⑦CPD(継続教育)の評価について」と同様とする。

⑧参加表明書並びに技術提案書作成に必要な期間の確保

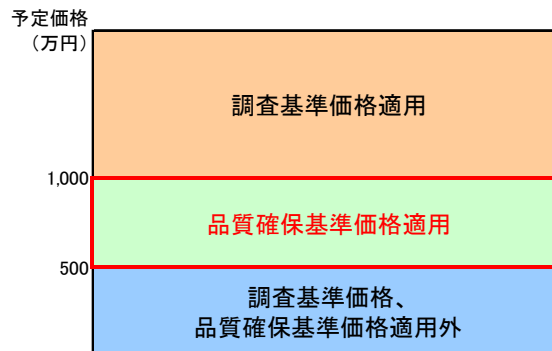
発注方式により参加表明書並びに技術提案書の資料作成に必要な期間を短縮可能としているが、説明書の内容についての質問と回答に係る受発注者双方の作業期間を考慮した適正な期間を確保すること。

⑨品質確保基準価格の導入(平成25年度より導入)

土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務のうち、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務において、業務の品質確保が図られる履行内容であるかを調査するための基準価格である「品質確保基準価格」を設定。詳細は入札説明書による。

品質確保基準価格の導入

予定価格500万円以上1,000万円以下の競争入札業務を対象に、品質確保対策として試行を実施。
予決令第85条に基づく調査基準価格算出方法に準じて算出。



品質確保基準価格を下回って受注した場合の品質確保対策
(基本、調査基準価格を下回って受注した場合の品質確保対策と同様の内容)

- ・業務中の監督強化(測量、地質調査)
- ・履行中の監督強化(土木関係コンサル)
- ・第三者照査の義務付け(土木関係コンサル)

⑩賃上げを実施する企業に対する加点について

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和4年1月19日付け国九整契第437号、国九整技管第142号及び国九整計第82号)に基づき、賃上げを実施する企業に対して賃上げ加点措置の評価を行う。配点は以下の通りとする。

総合評価落札方式のタイプ		技術評価の 配点合計 (変更前)	賃上げ加点	技術評価の 配点合計 (変更後)	減点	加算点率
土木関係建設コンサル 測量業務・地質調査業務・ 土木関係	簡易型1:1	100	6	106	7	6点/106点=5.6%
	標準型1:2、1:3					
	(試行) 技術提案簡素化型(簡易型)					
	(試行) 技術提案簡素化型(標準型)					
	(試行) 技術者評価重視型					
	(試行) 担い手育成型					
	(試行) 簡易型ショート版					
	(試行) 技術提案チャレンジ型					
建設コンサル 土木関係	発注者支援業務等	80	5	85	6	5点/85点=5.8%
土木関係	事業調査業務	50	3	53	4	3点/53点=5.7%

⑪ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する加点について

「公共工事等におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について」(令和7年2月3日付け国官技第377号)に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対して加点措置の評価を行う。配点は以下の通りとする。

1) 対象範囲

		評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	0.5点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

9. 履行体制確認型総合評価落札方式について

(1) 履行体制確認型の導入

履行体制確認型総合評価落札方式は、入札説明書等に記載された業務内容に加え入札者が行った技術提案について、履行の確実性を確認・審査するものであり、予定価格500万円以上の業務を対象とする。

なお、対象業務は「技術提案の履行確実性」を評価する旨について手続き開始の公示及び入札説明書において明記する。

(2) 履行確実性の審査と評価

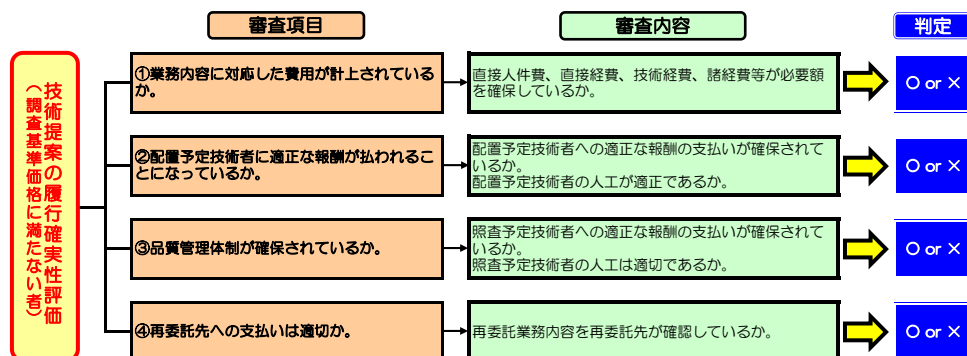
予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格又は品質確保基準価格（※1）に満たない額で入札した者に対して、開札後速やかに追加資料を求め、ヒアリング等による審査を行う。

なお、申込みに係る価格が調査基準価格又は品質確保基準価格以上の入札参加者は、履行確実性の評価を「A」とし、履行確実性度を「1.0」として評価する。

調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない額で入札した者に対しては、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、(図8-1)の①～④の審査項目に沿って評価した結果、「○」と審査した項目数に応じて、(表8-1)の「○とした項目数」の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与する。

※1「品質確保基準価格」とは、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務のうち、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務において、業務の品質確保が図られる履行内容であるかを調査するための基準価格

(図8-1)



(表 8－1)

「〇」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

(3) 追加資料の様式

追加資料については、(表 8－2) のとおり。

なお、提出期限までに資料を提出しない、ヒアリングに応じない等の場合は、当該業者の入札を無効とすることがある。

(表 8－2)

様式番号	名 称	【凡例】	
		○ 低入札価格調査で用いる様式 ◎ 「履行確実性」の評価において 上記に追加して求める様式	
		調査基準価格に満たない入札参加者	
		履行確実性評価	低入札価格調査
様式 1	当該価格により入札した理由	○	○
様式 2	入札価格の内訳書	○	○
様式 2	入札価格の内訳書の明細書	○	○
様式 2－1	一般管理費等内訳書	◎	—
様式 3	当該契約の履行体制	○	○
様式 4	手持の建設コンサルタント業務等の状況	○	○
様式 4－1	手持ち業務の人工(当該業務も含む)	◎	—
様式 5	配置予定技術者名簿	○	○
様式 5－1	直接人件費内訳書	◎	—
様式 6	手持機械等の状況(※測量・地質調査業務に限る)	○ (※)	○
様式 7	過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者	○	○
様式 8	第三者照査に伴う見積書	◎	—
様式 9	第三者照査を実施する技術者の経歴等	◎	—

(4) 技術評価点の算出

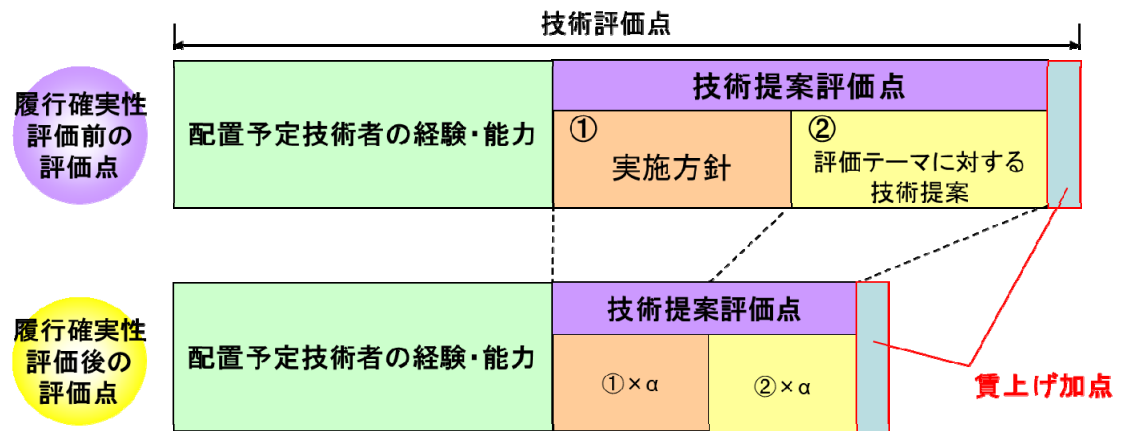
履行確実性評価後の技術評価点については、以下の算出式による。

$$\begin{aligned}
 \text{「技術評価点」} = & (\text{配置予定技術者の経験・能力※1}) + \\
 & (\text{履行確実性評価前の技術提案評価点※2}) \times \alpha (\text{履行確実性度}) + \\
 & (\text{賃上げの実施に関する評価 (賃上げ加点)})
 \end{aligned}$$

※1 「配置予定技術者の経験・能力」とは、配置予定技術者の資格・業務実績、成績、表彰等

※2 「技術提案評価点」とは、(当該業務に対する)実施方針、評価テーマに対する技術提案に与えられる評価点

～算出イメージ図～



10. 総合評価落札方式における落札者決定方法について

(1) 落札者の決定方法について

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は加算方式とする。

1) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点と技術評価点の設定

技術評価点の満点は60点に固定し、価格評価点の満点を評価値配点割合に応じ20点、30点、60点の何れかで決定する。以下に価格点と技術点の比率に応じた価格評価点を示す。

価格評価点：技術評価点の配点割合が

1：1の場合 価格評価点：60点

1：2の場合 価格評価点：30点

1：3の場合 価格評価点：20点

3) 価格評価点の算出方式

価格評価点は下記の計算式により算出し、少数5位切り捨て、少数4位止めとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(算出例)

価格評価点：技術評価点の配点割合1：2、入札価格9,500,000円、予定価格11,000,000円のケース

$$\cdot \text{価格評価点} = 30 \text{点} \times (1 - 9,500,000 / 11,000,000) = 4.0909 \text{点}$$

4) 技術評価点の算出方法

①技術評価点は下記の計算式により算出し、少数5位切り捨て、少数4位止めとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}(\ast 2)}{\text{技術評価の配点合計点}(\ast 1)}$$

※1「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2「技術評価の得点合計」とは各企業の技術評価ウェートに対する得点の総計

(算出例)

技術評価の得点合計68.75点、技術評価の配点合計100点のケース

$$\cdot \text{技術評価点} = 60 \text{点} \times (68.75 / 100) = 41.2500 \text{点}$$

②履行体制確認型の技術評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{履行体制確認型の技術評価の得点合計点(※2)}}{\text{技術評価の配点合計点(※1)}}$$

※1「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2「履行体制確認型の技術評価の得点合計」とは以下のとおり

$$\begin{aligned} \text{履行体制確認型の技術評価の得点合計} = & (\text{配置予定技術者の経験・能力に係る得点}) \\ & + (\text{技術提案評価点に係る得点}) \times (\text{履行確実性度}) \\ & + (\text{賃上げの実施に関する評価(賃上げ加点)}) \end{aligned}$$

(算出例) 賃上げ加点前

配置予定技術者の経験・能力(25点)、実施方針(23点)、評価テーマ(32点)、
履行確実性度(0.5)、技術評価の配点合計100点のケース

- ・技術提案評価点に係る得点＝23点＋32点＝55点
- ・技術評価の得点合計＝25点＋(55点×0.5)＝52.5点
- ・技術評価点＝60点×(52.50/100)＝31.5000点

(算出例2) 賃上げ加点後

配置予定技術者の経験・能力(25点)、実施方針(23点)、評価テーマ(32点)、
履行確実性度(0.5)、賃上げ加点(6点)技術評価の配点合計106点のケース

- ・技術提案評価点に係る得点＝23点＋32点＝55点
- ・技術評価の得点合計＝25点＋(55点×0.5)＋6点＝58.5点
- ・技術評価点＝60点×(58.50/106)＝33.1132点

11. その他の留意事項

(1) 評価内容の担保について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容の履行について、契約条件に反映するなど適切に担保する。

1) プロポーザル方式における評価内容の担保方法

①技術提案の特記仕様書への反映の徹底

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映する。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・ 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・ 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

また、特定後に技術提案を反映しやすいように、手続き前の特記仕様書案の記載の工夫に努めることとする。

(特記仕様書案の記載例)

第 条 技術提案について

本業務は、技術提案の提出を求める業務である。

なお、具体的な実施方法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定する。

②反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

2) 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における評価内容の担保方法

①契約書及び業務計画書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案内容の履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置として、当該技術提案内容を契約書に記載するとともに、発注者と

落札者の責任の分担とその内容を業務計画書に明らかにするものとする。技術提案書の契約書への記載にあたっては、あらかじめ受発注者間で不採用項目等がないか確認し、採用された提案のみを契約書に記載するものとする。また、業務計画書に明記した履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容と捉えて加点を行わなかった内容も含めるものとする。

②評価内容の担保

契約書に記載された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき、修補の請求、又は補修に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うものとする。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

（２）中立かつ公平な審査・評価の確保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから手続きの透明性及び競争性の向上を図るため、学識経験者等からなる総合評価技術委員会（小委員会）を設置し審議を行うこと。

１）第三者委員会による審議について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の個別業務の「技術提案書の評価」について、総合評価技術委員会（小委員会）の審議に諮る。

２）技術提案に関する機密の保持

発注者は、提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることを鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取り扱いに留意する。

また、総合評価技術委員会（小委員会）の学識経験者についても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

（３）情報公開

技術提案提出者や入札者の提示した技術評価点について、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

1) プロポーザル方式

プロポーザル方式を適用した業務において特定する者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。

- ①特定した業者名
- ②各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」、「実施方針」、
「特定テーマ（評価テーマ項目毎）」の4項目それぞれの小計及び合計点を公表

2) 総合評価落札方式

総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ①落札した業者名
- ②各業者の入札価格
- ③各業者の価格評価点
- ④各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」「履行確実性度（※）」の5項目（簡易型の場合は「評価テーマ」を除く4項目）それぞれの小計及び合計点を公表。（※）**履行体制確認型総合評価落札方式の場合のみ**

- ⑤各業者の評価値

平成 22 年 4 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日

平成 23 年 11 月 2 日

平成 24 年 4 月 2 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 26 年 5 月 19 日

平成 27 年 4 月 14 日

平成 28 年 3 月 30 日

平成 29 年 3 月 31 日

平成 30 年 3 月 22 日

平成 31 年 3 月 29 日

令和 2 年 3 月 30 日

令和 3 年 3 月 30 日

令和 4 年 3 月 30 日

令和 5 年 3 月 30 日

令和 6 年 3 月 29 日

令和 7 年 3 月 31 日